

六、船積陸揚期間 Lay days

航路備船の際積荷の積込及陸揚に要する期間を豫め取極め置く必要あり、而して此期間は港の善悪、積荷の性質により一定せずと雖も、通例十五日間を以てし、其計算は不可抗力に因りて、船積若くは陸揚を爲すこと能ざる日を除き、船主が船積陸揚に必要な準備の整頓せるを待ち、遲滞無く其旨を備船者又は荷受人に通知したる日の翌日より起算するものとす。(商法五百九十四條、六百五條然れども其旨を明かに契約書中に明記するを得策とす。例へば英語の Weather working days が天候不良にして荷役し能はざる日を除くとを意味するが如し、其他港の習慣によりて、日曜祭日を除く場合あり。(Sunday and holidays excepted)と雖も、通常は経過日數(Running days)によるものとす。(斯の場合にも天候不良の日を除かる)

七、日數超過増拂金 Demurrage 及日數節約割戻金 Dispatch money

之れ實際の船積陸揚延引して豫定の船積陸揚期間を超過したるときに支拂ふべき増拂金及之を節約したるときに得べき割戻金の歩合也。

八、石炭其他費用の負擔

定期備船に在りても船員の給料、食料、船體保險料等は固より船主の負擔たるも、石炭の如きは備船者の負擔たる場合多し、故に其關係を明記すべし。

九、周施人手數料 Brokerage

船舶周旋人に支拂ふべき手數料は運賃の五分乃至七分なりとす。然れども本邦に於ては周施人による場合少し。

右の外船主の責任、共同海損の處分法等、必要な條項を記載し、且つ作成の年月日を記し、當事者互に署名するを要するは雛形に示すが如し。

印紙

航路備船契約證書

今般備船者 と船船所有者 との間にて航路備船契約を締結すること左の如し

第一條 船船所有者は汽船 此登簿總噸數 船長 を以て 港より 港に至る運送み備船者の爲に行ふことを約諾す但運賃の割合は總噸數又は引渡貨物 に付 と定む

第二條 船船所有者は發航の當時船舶か前條の航海に適すること擔保す

第三條 船船所有者は明治 年 月 日 港に於て備船者の命する運送品の船積を始むべし

第四條 船舶所有者船長及其他の代人は備船者の承諾を経ずして一切運送品を船積し又は旅客を乗船せしむることを得ず
 第五條 船舶發航準備の爲に必要な時は船長の請求により金を限り備船者より前貸すべし船長は右金額を取受りたるときは年利率の割合にて元利合算せる受取證を備船者に交付し且右金額は備船者の支拂ふべき運賃より差引決算すべし

第六條 船舶所有者又は船長は船か船舶積港に到達の豫定日より時間前までは其旨備船者に電報すべし若し此約定を怠るときは備船者は之か爲に船積を遅延することあるも備船者は此契約を履行せざるものと看做されざるべし

第七條 船積及び陸揚の期間は日と定め船舶所有者又は船長は船積又は陸揚の準備整頓したる旨備船者又は荷受人に通知を發したる日の翌日より起算すべし但不可抗力によりて船積又は陸揚をなすこと能はざる日は之を算入せざるものとす

第八條 船積陸揚期間を經過したる後に船積又は陸揚をなしたるときは船舶所有者は備船者又は荷受人に向て一日に付金の割合を以て日數超過増拂金を請求し又若し其期間よりも短き日數を以て船積及び陸揚を了はりたるときは一日に付金の割合を以て日數節約戻金を支拂ふべし

第九條 船長は時宜により水先案内を使用し又使用せざることをあるべし又救援救助避難其他の事由の爲に豫定の航路若くは航海の順序を變更することあるべし

第十條 船舶所有者は時宜により畧同様の噸數にして且同等の船舶を以て第一條に記載せる船舶に代用することあるべし

第十一條 船舶所有者は左記の損失及損害の責に任せず
 不可抗力、海上河上、其他水上に於ける遭難、船長又は海員の悪行、敵兵、海賊、戰亂、強盜、法律上の強留抑止、一揆又は同盟罷工、捕獲、差押、檢束等により生ずる一切の損害

水先案内、船員其船舶所有者、使用人の過失怠慢又は錯誤により生したる火災、衝突、座礁、破裂、機關器具の破損により生ずる損害、腐敗、磨擦、變質、濕氣、其他運送の性質又は荷造の不完全より生ずる損害、蟲害、鼠害等動植昆蟲の爲に生ずる損害

海上運賃の決定

第五節 運賃

第一款 運賃の決定

船舶運賃の決定せらるる事情は鐵道運賃の場合と毫も異なること無く、需要者の利益及び購買力を最高限とし、企業の生産費即ち運送に要する費用を最低限として其兩者間の或る一點に於て定まると、一般物價の決定せらるると同一の原則に基く、而して其最高限即ち經濟上の所謂運送の價値が(一)運送の距離(二)運送品の代

第十二條 共同海損は凡て「ヨウク、アントウアア」規定に準據して之を處分するものとす
 第十三條 甲板上の積荷に對しては船舶所有者は一切其責に任せず
 第十四條 運送品に關する船舶所有者の責任は運送品を船舶に積入たる時に始まり之を陸揚したる時に於て終了するものとす
 第十五條 船長は備船者の支拂ふべき運賃及立替金、其他共同海損又は救援救助の爲に備船者の負擔すべき金額に對し運送品を留置することを得又裁判所の許可を得て之を競賣に付することあるべし
 右の條々協議約定の上本證書二通を作り各一通を所持する者也

備船者 氏 名
 船舶所有者 氏 名

年 月 日

價(三)運送品需要の程度(四)運送品産出の状態(五)運送品の重量及容積(六)旅客の受くる利益及び快樂等により影響せられ、最低限たる運送費用が(一)牽引費(二)資本の利子及消却高(三)運搬具の保存費用(五)給料其他の營業費によりて定まることも、亦全く鐵道運賃に異なる所なし、而かも斯くの如く一般經費を算して運賃の最低限たる基礎を定むることは敢て困難なりとせざるも、個々の運送品に付き所要經費の相互の關係を判定することは容易の業にあらず、蓋し個々の運送品の運送に要する所謂特別經費は、種々複雑なる事情により左右せらるゝを以て也。今其事情を擧ぐれば左の如し。

一、大口の貨物は幾多小口の貨物に比し、重量同一なるも荷捌其他の勞費比較的に少し。

二、貨物の種類により取扱の難易あり従て勞費に多少を生ず。

三、貨物の種類により同一の空所に多量を積得るものと否らざるとあり、例は一般雜貨は石炭に比し多量を積載し得るが如し。

右の如き事情の多々存在するとは陸海共に同一なるも、別けて船舶の積載に就

て關係複雑せるを見る。

加之鐵道運賃は概して獨占的に決定せらるゝに反し、海運業者は種々の方面より絶えず競争を受くるを以て、運賃の高低上下頻繁に行はるゝを見る、即ち

(一)海運の通路たる水路は元來獨占的のものにあらず。

(二)内外の同業者間に盛なる競争行はれ、殊に現今各國共大に海運業の獎勵に力むるを以て、當業者は常に強力なる海外同業者の競争を受く。

(三)加之沿岸航路に在りては、常に鐵道と競争せざるべからず。

斯の如く一方に於て、同業者の競争あり、他方に於て需要の消長常無きを以て、斯界の運賃は鐵道運賃に比し、頗る繁劇に變動するを見る、殊に其著しき實例は倫敦に於ける運賃市場 Freight market の成立にして、恰かも一般物價の市場の如く日々運賃の相場を立つる市場を現出するに至れり。

第二款 運賃の計算

旅客運賃の計算は頗る簡單なれば特に説述の要なきも、貨物運賃に就ては否らざるものあり、即ち其計算標準は貨物の種類により重量による場合と、容積による

運賃の計
算

場合とに分る、前者の單位は二千封度、即ち二百四十貫目の重量を以てする所謂重量噸にして、之に依る貨物を重量品と稱し、後者の單位は四十立方尺を以てせる所謂容積噸にして、之に依る貨物を輕量品と稱す、而して此重量品、輕量品の區別は英國の慣習に依れば、四十立方尺に付き、十五「ハンドレット」に超過するものを重量品とし、之に満たざるものを輕量品となせり、我國に於ても略之に慣ふて積荷を類別す、然れども金銀、貨幣、若くは絹布の如き高價品は右の如き標準に據らず、凡て其原價に據る。

然れども右の外實際上行はるゝ計算の標準は甚だ複雑を極め、或は個數による、或は石油の一函、紡績糸の一俵、密柑の一箱、「セメント」の一函に於けるが如きあり。或は普通の樹目を標準とすると、米穀の百石を單位とするが如きあり、或は本邦從來の慣習により一才即ち一立方尺によること、本邦一般雜貨の如きあり、或は支那の「ピクル」即ち我百斤により、或は北海道海産物たる昆布及肥料が四十貫を百石と稱し、鮭鱈の如きは六千本を百石と稱し、各運賃の單位とする等實に一樣ならず。契約運賃は一切割引又は値引を爲さざるを當然とするも、商略上相當の割戻を

爲すは各國一般の慣例也、之を運賃割戻金 (Return commission, or Rebate) と謂ふ。之に約定戻と臨時戻との別あり、前者は或る荷主の勘定に屬する一年の終に於ける總運賃高に對し豫め契約を以て定めたる定率を割戻すものにして、後者は契約によらず荷受主が貨物を受取りたる後、示談にて行ふ所のもの也、而して我國に於ては幸にして此風習未だ盛に行はれずと雖も、引取りたる積荷を秤量する際に、多少の量目を減して割引と同一の結果を生ぜしむ之を「押目」と唱ふ。

然るに回漕業者によりては契約運賃の外に種々の名稱の下に所謂「カヌリ」を取ることあり、即ち到着港に於て荷受主に貨物を引渡すに當りて請求する持込賃積込地に於いてする引取賃等にして、此等は通常に附爲替として知らるゝも、主として素入筋の積荷若くは社外船に行はるゝに過ぎず、海外に於ても曾て運賃の外に「プライメージ」を支拂ふの慣習ありしが、現今廢滅に歸せり。

第六節 海運業の經營

第一款 物品運送

物品運送
手續

積荷が船積され、陸揚されるに要する手續の大要を述べれば左の如し。

第一、船積に要する準備

船積の準備は船主、荷主双方に於て之を整へざるべからず、先づ船主の側より之を見るに、船舶出帆の日取を新聞廣告其他の方法を以て廣く公衆に告知らしむべし。尤も定期航海船又は郵便船の如きは一定の日を以て出帆するも、其他貨物の満載を待ちて出帆する一般船舶にありては其時々に出帆日を豫告して貨物の蒐集を便ならしむべく、而して此貨物の蒐集を爲すには通常回漕問屋の手を経る者なりとす、次に荷主に於ても回漕問屋に就き運賃の低廉なる船舶を撰むを便とす、蓋し、海運運賃の變動甚しきは前に述ぶるが如きを以て、特更意を用ふるの必要あれば也。同時に其荷造を堅牢にし、荷印及員數を明記する等、荷送人として充分の注意及責任を全ふするに力むべく、斯くして直接に若くは問屋を経て、出荷の申込を爲すべし。

第二、出荷申込

荷主直接に之を申込むときは、出荷申込書に船名、仕向港、貨物の荷印、品名、個數、原

價及荷受人の氏名等を明記し、之に貨物を添え、送り狀と共に運送者に差出すべし。

第三、貨物の検査及び積入

運送者は申込を受くるときは、荷主と立合の上、貨物を取調べ、其重量又は容積を検し、且約束の運賃を計算し、進んで積入の手續に及ぶべし、即ち通常「川送り書」と稱する船積命令書に必要な事項を記入し、積荷を添え、船長に宛て、之が積入を艀船其他の方法にて傳達すれば、船長は之を検し、何等の不都合を認めざるときは、貨物を積入、積荷受取書を作りて、運送者即ち店部に交付す。尤も積荷に何等かの故障あるを發見したるときは、其旨を受取書中に摘記するを要す。

第四、船荷證券の發行交付

積荷受取書により、無事船積を了したるとを知らる運送者は、直に船荷證券を作成して、荷主に交付すべし、而して其發行員數は荷主の希望に任せらる。

第五、積荷運賃明細目録の作成

積込を了したるとき、運送者は積賃運賃明細目録俗稱に手板なるものを作るべし、之は適法に運送を引受けたる貨物の明細書にして、之に掲載無き貨物を積載す

るときは法定の制裁を受くべし、而して通例陸揚港別けとして三通を作り、一通は本船に送り一通は到着港の代理店に送付し、一通は手元に止む。(商法五百六十二條關稅法第十條)

第六、積付 (Stowage)

貨物積付の巧拙は獨り荷捌の便否、積載高の多少に影響するのみならず、また船舶航行の安否にも關するものなれば、船主は重大の注意を要すべく、寧ろ此積付なる技術を専門とする「ステワード」Steward、をして其任に當らしむるを得策とす。

第七、陸揚

法律によれば船舶陸揚港に到着するときは船長は貨物陸揚の準備整ひ次第、遲滞無く其旨を荷受人に通知し、荷受人をして自己の指圖の下に貨物の陸揚に着手せしむるを要す。(商法六百五條)然れども實際に於ては船主に於て特に設けたる荷捌所又は埠頭、棧橋等、特約の場所に於て引渡するか、又は荷捌を業とする者ある場合に於ては、着船前船主より通知を受けたる積荷目録により、着荷日取を荷受人

に傳達して、注意を與へ、彌着荷の上船荷證券と引換に其營業所又は荷受人の許に之を引渡す。何れの場合にせよ、貨物を引渡すに當りては荷受人より運送貨、附隨の費用、立替金及び運送品の價格に應じ、共同海損、救済又は救助の爲め負擔すべき金額の支拂を請求すべく、之を支拂はざるときは運送品を留置するとを得べし。尤も運賃の支拂に就ては向拂と前拂とありて其前拂を了したるときは固より別論なりとす。

第二款 旅客運送

第一、乗船切符 (Passenger ticket)

旅客は先づ相當の運賃を前拂して乗船切符を求めざるべからず、乗船切符に記名式と無記名式とあり、記名式のもの他人に讓渡すとを得ず、記名式切符の表面には旅客の氏名、乗船地及び上陸地、旅客の等級、乗込むべき船舶及寢床の番號、受領したる運送貨切符發行者、發行地、年月日等を記入し、裏面には例は(一)切符の効力は其記名せられたる旅客に限り且其指示する航海に限ると(二)天災其他不可抗力の爲に生じたる航海の遅延若しくは停船の影響、檢疫に關する費用等の如き損害に

對し、船主其責を負はざると、(三)乗船、下船又は乗替の費用(船賃)は旅客自辨のと、(四)手荷物制限其保管及び責任の事等を記載す。

第二、旅客の權利義務

旅客の權利義務

旅客の權利は(一)運送を受くると、(二)航海中食料を得ると、(三)航海の途中に於ける船舶修繕中、住所及食料の供給を受くると、(四)天災等の爲航海を遅延したるとき、食料を得ると、(五)船主又は船員の不注意に原因する損害の賠償を受くると、(六)一定の制限内に於て、手荷物の無償運送を受くると等に於て、其義務は(一)運送賃を支拂ふと、(但し發航前に運送契約を解除せんとせば運送賃の半額を支拂ふを要す、尤も慣習上一割を支拂はしむることゝなれり)、(二)出帆前に乗船すべきと、(三)船内の規律を守り、非常の際船務に助力すべきと等なり。

第三、旅客運送に要する設備

旅客運送に要する設備

旅客運送に付き先づ定むべきは旅客定員の事にして之や全く船舶の大小によりて決せらる、船舶検査法施行細則十九條によれば普通旅客一人に要する船室容量は左の如し。

面積 容積

遠洋航船	一等	一二平方尺以上	七二立方尺以上
	二等	一二全	六〇全
	三等	九全	五〇全
近海航船	一等	一二全	六〇全
	二等	一二全	五〇全
	三等	八全	四〇全
沿海航船	一等	一二全	六〇全
	二等	八全	五〇全
	三等	六全	四〇全
近海航船區域外		九平方尺以上	五〇立方尺以上
全以内	航行二十四時以上	七全	四〇全
	全以内	五全	二五全

又特別旅客に付きては左の如し。

次に旅客名簿、船房規則を設け、船醫を置き、又旅客申告簿を具へて、待遇上の不平を洩らしむる等、衛生上便宜上充分の注意を爲さるざべからず。

第三款 業務分擔

海運業の業務分擔に就ても、一定の規矩あるなく、其規模の大小と業務の性質により便宜に取捨を加へざるべからず、唯茲に其大要を述ぶるに、其一般商工業の經營に普通なる事務は之を統轄部、會計課、庶務課、及び調度課、倉庫課等に分ちて擔當せしめ、其斯業に固有なるものは、船客課、貨物課、及技術監督部の三に分つべし。

船客課は専ら旅客運送に關し、乗船切符の調製、販賣、旅客運賃の制定、計算、記帳、旅客の乗降運送に關する件、其他該運送に關する一切の事項を處理し、貨物課は貨物運送に係る一切の事務を司り、便宜上内航、外航の二係に分ち、外航係の如きは更に輸入輸出に小分するとあり、貨物運賃の制定、計算、船積及陸揚に關する事務、船荷證券の交付等皆其範圍に屬す。

次に技術監督部は海運上の技術に關する方面の監理に任ずるものにして、殊に船舶并に機關を初め船長以下航海上の技術者及び機關士以下機關の運轉を司る

者の監督は其最も重大なる任務に屬すと謂ふべし。

第七節 海運業の會計

第一、資産及び負擔

海運業に要する資産の大部は所謂固定資本に屬し、其流動資本を要する割合は甚だ僅少に過ぎず、而かも其固定資本の要部は謂ふ迄も無く船舶にして、斯業資本總額の九割以上は此目的に投ぜらる、蓋し船舶は斯業經營の基礎にして、航海造船の技術益進歩するに従ひ速力噸數は益増加し、機關便宜等益精巧を極むるを以て之に要する資金も亦容易ならざる高に上るの傾向を示せり。従て造船費の標準の如き、到底一定する無しと雖も、大略總噸數一噸に付二百圓内外と見て可なるべし。船價に次ぎ必要なるものは地所建物にして、斯業の營業所、積荷及所持品等保管の爲にする倉庫、荷捌所、陸揚所、船客待合所等に要する部分なりとす。

次に流動資本に屬する重なる項目は、現金、銀行預金、燃料在高等にして、此等の總高は全資本高の壹割乃至貳割の間を上下するを見る、現金及び預金は給料其他營

業費の支拂の爲に備へられ、燃料即ち石炭は市場の景況を見計りて便宜購入貯藏し置くものとす、今重なる會社の新しき報告に基き、以上諸項目と資本金との割合を示さば左の如し。

	日本郵船會社	大阪商船會社	東洋汽船會社
資本金及び之に準すべきもの	二八、八〇〇、〇〇〇 _円	一一、〇〇〇、〇〇〇 _円	三、四五五、五四二 _円
船舶 <small>船舶代金小蒸汽船解船新造船棧橋等を含む</small>	二六、一五三、九五四	八、四六九、〇四八	三、一一三、四四九
右の資本一〇〇に對する比例	九〇、八	八四、六	九〇、二
地所建物及什器	三、六六二、七八一	一、二三一、〇九三	三六、七二五
右の資本一〇〇に對する比例	一二、七	一一、三	一〇、六
全國定資本の資本に對する百分比例	一〇三、五	九六、〇	一〇〇、八
現金預金及石炭在高等流通資本に屬すべきもの	六、二五四、〇〇〇	一、二二三、四八二	七五九、四八一
右の資本に對する百分比例	二一、七	一一、二	二二、八

次に斯業の負債勘定に屬すべきもの、即ち右の資産を支辨すべき資源を尋ぬるに(一)資本金(二)積立金(三)社債(四)借入金等より成る、就中資本金は斯業の性質上其普通の商工業に比し巨額を要するは鐵道業の資本に類似せり。

第二、損益

海運業の損益

斯業の損失に歸すべき勘定科目を擧ぐれば左の如し。

- 一、船費 船舶航行に關する一切の費用を總稱するものにして、其内譯は石炭費、船員の給料、手當及賄費、船舶の修繕費、艙裝品費、需用品費、港費、運河料、燈臺料、水先料、其他の料金等より構成す。
- 二、店費、陸上店務執行に要する一切の費用にして、陸員の給料及手當、旅費、舟車馬費、接待費、臨時費、營繕費、家賃、地代、稍耗品、器具費等より成る。
- 三、營業費 旅客貨物の運送に關する費用即ち純然たる營業費にして、荷物の揚卸に要する費用、旅客の乗降に要する費用及損害荷物の辨金等其重なるもの也。
- 四、税金 營業稅、所得稅等公納一切の税金也。
- 五、船舶維持費 船舶の年齢は平均三十五歳なりとさへ謂へば、船主は其維持の爲

め相當の消却方法を講ずべし、而して之が爲要する費用は會社により一ならざるも之を(一)原價消却金利益金の百分の四若くは五を以て充つ(二)保險勘定(三)修繕勘定等に分ちて、營業利益の一部を積立て支辨するを得策とす。

次に斯業の利益を形成するものは、疑もなく運賃なりと雖も、方今各國當業者間の競争甚しく、殊に各政府は互に自國の海運を補助して勢力を伸すに汲々たるを以て、到底運賃收入のみを以ては收支償はざるの情あり、何れも政府の補助金に依らざる無く、甚しきは其額會社配當金に超過する場合少からず、故に我が國に於ける重なる海運業者は皆此政府補助金を以て、重大なる利益項目となせり。

第二編 倉庫業

第一章 倉庫業の性質

倉庫業の
意義

一言を以てせば、倉庫業とは貨物の保管を目的とする營業也と謂ふべし。然れども倉庫業の目的たる貨物は貨幣、有價證券の如き貴重高價のものに非ずして、通例商業取引の目的たる、動産即ち學者の所謂多額保管 *Massenlagerung* に適するものならざるべからず。而して之を保管するとは其物の原状を維持するにして、保管中滅失毀損等の患なからしむる爲、充分の設備を要すべく、其設備は謂ふ迄も無く倉庫なる一種の貯藏場也。故に商法は倉庫の建設を以て倉庫業者たるの資格に欠くべからざる要件となせり。

倉庫業者とは他人の爲に物品を倉庫に保管するを業とするものを謂ふ(商法三百五十七條)

アドラー曰く商人が商の根本的行爲を營業の目的となす如く倉庫業者の特徵は多額保管に適する貨物の保管をなすに在り(Karl Adler-Warrants)

倉庫業の
經濟上に
於ける機
能

顧ふに商業幼稚の時代に在りては、商人自ら其商品を貯藏保管せんが爲、各自相當の貯藏場を設けざるべからざりしも、今や倉庫保管を以て營業の目的とせる専門業者の出るに及んで、一般經濟界が爲に蒙むる所の利益實に尠なりとせず、蓋し倉庫業の經濟上に於ける機能は吾人を以て見れば左の如き諸點に顯はるゝを以て也。

(一) 寄託者に與ふる利益

商人を初め一般寄託者は倉庫業の存在するが爲め、第一に各自倉庫を建設するの要無く、爲に其造營、修繕、地代家賃、租稅等の費用を節し、同時に商品の監督者を置き、保管品減少の爲所有庫を空置するが如き不經濟を免るゝ所を得べし。第二に倉庫業者の倉庫は概して完全なる設備を有し、嚴格なる法定の責任を帯びて保管を引受くるを以て、危険の度を減少するを得べし。第三に倉庫收容の度は該業の進歩と共に益々増加するを以て、商人は充分に之を利用して、取引の擴張を企圖し得べし。第四に倉庫業者の發行に係る倉荷證券を利用して、容易輕便に金融の便を與ふるを得べし。

(二) 寄託貨物需要者に與ふる利益

倉庫業の繁榮は即ち其地商業の繁榮を意味すと謂ふべし。何となれば凡百の貨物が安全便宜なる休息所を得て、一箇所に集中するや、其需要者は隨意に其品種を選択し、(一)迅速に購買を了するを得べく、(二)特に問屋業者に對しては、頗る適當なる仕入品の供給所となり、倉庫の設備益進んで、商品見本室を具ふるに至らば一層の便宜を増さん。

(三) 銀行業者及交通業者等に與ふる利益

倉庫業者は直接商品受授の任に當り、能く其取扱ふ所の商品に關する事情に通し、其保管貨物に附する評價金額の如き大體に於て誤謬無きを得るを以て、其發行せる質入證券を放資の目的とする銀行業者は安心して之を引受け、一々現物鑑定を爲すの勞を省き、(一)責任の一部を倉庫業に預ち、(二)放資の範圍を擴張するの利(三)あり。又海陸運輸業者も運送品停滯の患を防ぎ爲に責任を輕ふするを得べし。

以上の如き効益は同時に社會一般が取引の増進に據りて蒙むる所の其源たる

べし。

夫れ斯る機能を發揮する倉庫業も、其日々の行爲に就て見れば、結局他人の財産を預りては返し返しては預りつゝあるに過ぎざるが、此他人の財産を預ると謂ふことは固信用の作用にして、其裡面には種々なる弊害の伴へ易きありて、之が圓滿なる運行上嚴重なる法律の規程を要するあり、否甚しきは倉庫業を以て國有と爲すの論さへ無きに非ずと雖も、斯の如きは極端にして、唯右の預け預りに付き私法上の規律を設くれば即ち足れり、げに倉庫に關する問題は法律問題のみと言ひ得べき程、倉庫と法律との關係は密なる也。即ち右の預ると言ふ行爲は、法律上の寄託契約にして、此結果倉庫業者が受託者として擔ふべき義務、享くべき權利は如何換言せば倉庫業者の法律上の地位如何は、倉庫業者として最も注意すべき點にして、特に商法民法の研究に委せざるべからざれば、茲には單に我商法に基き其概略を擧ぐるに止めんとす。

倉庫業者
の法律上
の地位

(一) 倉庫業者は寄託契約の結果寄託者に對し左の如き義務を負ふ。

a、善良なる管理人の注意を以て、其寄託物を保管するの義務(商法三百五十三條)

b、何時にても寄託者の請求により返還するの義務。(民法六百六十二條)

c、自己又は其使用人が、受寄物の保管に關し注意を怠らざりしとを證明するに非れば其滅失又は毀損に付き損害賠償の責を免れざるの義務(商法三百七十五條)

d、寄託者の請求に因り、寄託物の預證券及質入證券を交付するの義務(商法三百五十八條)

e、寄託者又は證券所持人の請求により、保管物の検査、見本摘出必要處分等を爲すを拒む能ざるの義務(商法三百七十五條)

(二) 又其享くる所の權利は左の如し。

a、保管料の請求權(商法二百七十四條)

b、保管中に生じたる貨物に對する必要の費用立替金の請求權(商法三百七十七條)

c、保管物の性質又は瑕疵より倉庫又は其他の保管物に損害を及したるとき、之が賠償を求むるの權利(民法六百六十一條)

終りに倉庫業の種類を分つに、之を普通保管倉庫業と保税倉庫業との二となすべし前者は商法の規定に従て營業する普通の倉庫業にして、後者は保税倉庫法の規定に従へ、特に大藏大臣の認可を得て輸入手續未済の貨物を保管するもの也。

第二章 倉庫業の技術的設備

今主として技術的方面より倉庫業に要する設備を観るに、倉庫其物が該業の生命たるは言を須るざる所にして、當業者は之が地位撰定、建築、構造、取扱等に付き充分なる研究を要すべく、之れさへ間然する所無くんば、該業の技術は完全すと言ふ可く、他は餘り重きを置くに足らず。

第一、倉庫

廣く倉庫と稱せらるゝものに二種あり、一を上屋(納屋) Shed 他を倉庫 Warehouse と呼ぶ、前者は貨物引取後一時假置の爲に設くるものにして、倉庫業者が船渠業を兼ねる場合の外は英國の如し差して重きを置くに足らず、後者は即ち普通の倉庫にして、永時的に貨物を貯存するの目的を有す。故に單に倉庫と呼ぶ時は此後者

倉庫

味するものとす。

倉庫の地位は開港場、大都會鐵道の交叉點等、海陸運送の便を具へ、貨物輻輳するに利あるが如き地を撰び、而かも其地價地代の甚だしく不廉ならざるを要す。而して其建築構造は貨物の安全なる保管所として、世の信用を繋ぎ得る程度に於て、専ら堅牢、強固、便宜を旨とし、一は火災、盜難、震動、雨洩風化等の災害を豫防し且之に耐持すべく、一は貨物の頻繁なる出入處理に際し、不都合無きを期せざるべからず、而かも此技術や全く工業上の専門に屬すと雖も、今建築上特に注意せざるべからざる二三の要點を掲ぐれば左の如し。

- (一) 倉庫の建坪を減じ、屋敷を増加すると
- (二) 平屋を宜しとし、階上を設くるときは階數を三階以下に制限すると
- (三) 毎倉庫の間を可成多く離隔すべきと
- (四) 止むを得ずして廣大なる倉庫を建るときは、中間に隔壁を施して、幾多の小倉庫に分割すると
- (五) 三階四階の昇降段は、倉庫の一隅に設け、特に強壁を設けて、倉庫本部と區劃を立

ると

- (六) 窓の配置を巧にして、燈を用ゐずして庫内の出入に便すると
- (七) 窓は他の建物に接し又は面する方面、特に汽車の通路其他危険ありと認むる方面に開くべからざると
- (八) 屋上に「スカイライト」等を設けざると
- (九) 全體を鐵骨となすを避くると
- (十) 各倉庫に番號を附すること

第二、其他の設備

倉庫以外の設備としては機械及び特別室を擧げ得べし、機械としては貨物の陸揚に要する起重器 (Crane) 及び階上階下に貨物を揚卸する引揚器 (Hoist) 等其重なるものにして、共に水壓蒸汽等の動力を用ゐて運轉するも、我が國の倉庫業者は之を使用するに至らず、次に特別室としては左の如きものあり。

- (一) 見本室 (Sample room) 倉庫内に一室を設けて、棚を架し「ショーケース」を設けて、出入商品の見本を陳列し、各價格、賣主、產地等を明記して、賣買に便ならしむるの制は

倉庫以外
の設備

風に歐洲諸國の倉庫業者の間に行はる

- (二) 競賣場 各種在庫品の競賣に便する爲に、特に一室を分つの制も、亦英國倉庫業者間に行はるゝを見る。

其他倉庫業者が種々の兼業を爲す場合に、特に要する設備は多かるべきも茲には略しつ、

第三章 倉庫證券

倉庫證券
の意義

倉庫證券とは倉庫營業者が寄託者に對し、保管料を受けて、一定の場所に於て一定の期間内、或物品を保管し且つ之を返還することを約する證券を謂ふ。(志田博士日本商法論商行爲編四一四頁)此證券は寄託契約の結果、倉庫業者の義務として振出すものにして、我商法に據れば、預證券 (Warehouse receipt) 及質入證券 (Instrument of pledge) の二枚より成り。共に裏書の方法によりて他人に讓渡すを得るものなるが、前者は主として賣買の用に供せられ、後者は主として銀行等に付き金融を得るの用に供せらる。

次に倉庫證券は之を或は記名式とし、或は指圖式と爲し得べし、即ち前者は此證券に因り貨物の返還を請求し得る権利者として、一定の人を其證券面に指定するものにして、後者は其一定の人は勿論、更に其指圖を受けたる誰に對しても、右返還の義務を履行する旨を記載せるもの也。然れども有價證券の性質上轉帳を自由ならしむるの必要より、我商法はたとひ記名式の場合にありても、裏書を爲せば之を讓渡し得ることゝなせり。(商法三百六十四條)而して、倉荷證券には左の如き事項を記載し、倉庫業者之に署名するを要す。(商法三百五十九條)

- 一、受寄物の種類、品質、數量及び其荷造の種類、個數并に記號
- 二、寄託者の氏名又は商號
- 三、保管の場所
- 四、保管科
- 五、保管の期間を定めたるときは其期間
- 六、受寄物を保險に付したるときは保險金額、保險期間及び保險者の氏名又は商號
- 七、證券の作成地及び其作成の年月日

さて、右の如き證券は勿論一の設權證券にして、寄託契約其物を證明するの書面にあらず。従て其之より生ずる効力は契約其物とは何等の關係無く、唯此證券其物の發行により、種々なる機能を顯はす也。而かも此機能や、倉庫證券の所持人と發行者即ち倉庫業者との間には、債權的効力を生じ、所持人の爲には物權的効力を生ず。

即ち一度此證券を交付するときは其當然の結果として、倉庫業者と所持人との間に於ける寄託に關する一切の債權債務は、其證券面記載の趣旨に従て決定せられ、本來の寄託契約の趣旨如何の如き、毫も問ふ所に非ず、而かも之が爲本來の契約全く無効なりと言ふに非ず、唯若し證券面と契約とに相違の廉ありとせば、證券は證券として飽くまで其効力を有し、契約の本質は更に他の手段によりて之を證明し得て錯誤の責任者を鮮明ならしめたる場合の外、効力無しと謂ふに過ぎず。之れ此證券が兩者間に債權的効力を有する所以也。

所謂物權的効力とは、此證券其物の移轉が證券の目的たる保管物其物の移轉と同一の効力を有するを謂ふ。而かも、斯くするときは、一方に於て寄託物の讓渡又

は質入を容易ならしめ、他方に於て善意の第三者を保護するを得べし。(商法三百六十五條)

次に倉庫證券の裏書さるゝ有様を見るに、預證券と質入證券とが同時に連續のまゝ裏書さるゝ場合と、兩者引離してせらるゝ場合との二あり。前者は證券が未だ一回も質入の用に供せられざる以前に於けるものにして、後者は其後に於て、預證券と質入證券とが所持人を異にするに至れる状態なりとす。今其經過を略述せんに、分離前に於ける所持人が金融の便を受くる爲、銀行等に付き該券質入の約諾を得れば、其質入證券に質権者即ち銀行者等の氏名又は商號、債權額、利息、辨濟期の債權額、利息、辨濟期を記載し、署名の上差出せば(商法三百六十七條)、質権者は同時に右證券をのみ所持するを以て常則とす。斯くの如きを第一の質入裏書と唱ひ、此の場合に於ける銀行者等を第一質権者と唱ふ、第一質権者が更に其證券を其他任意の人に裏書移轉し得るは勿論、預證券のみの所持人が賣買其他の目的を以て、其券を他人に讓渡し、更に同様の手續を以て幾回も轉帳し得べく、結局最後の所持人が

券面記載の債權額及利息を支拂ひ、質入證券を受取り、兩者を合して、寄託物の返還を請くべし、斯くの如きは實に此對立證券主義の美制なれども、本邦の事實は毫も其名に副ふこと無し、之れ(一)は本邦信用及商業發達の程度充分ならざると、(二)は斯かる複雑なる取捌を行ふが爲、凡ての關係者を遺憾無く保護し、而かも迅速機敏に其事を全ふる程度迄、之に關する法制が完全せざること、(三)は本邦在來の慣習が斯くの如き制度を厭ふが爲ならん。

更に倉庫證券所持人が之に依り其權利を履行する方法を略述せんに、其權利たる固より種々あらんも、寄託物其物に對しては之が返還を請求し得ると、之を競賣し得るとの二種に分つべし、先づ證券を以て寄託物返還を請くる場合種々あり。

- (一)最も普通の状態は預證券及質入證券引換を以て、寄託物全部の返還を受くる場合、商法三百七十九條也

- (二)兩證券に内受取の旨を記載して、一部出庫を爲す場合、之れ法律上一疑問に屬すれども、實際盛に行はる。

- (三)質入となりたる時、預證券の所持人が債權額及利息に相當する金額を倉庫業

に供託して返還を請求する場合(商法三百八十條)也。

又寄託物の競賣を請求し得るは質入證券所持人の一権利にして、其之を行ふは左の如き事情完成せるときに在り。

- (一)債務辨濟期に支拂を受けざること
- (二)其期日以後二日以内に、手形法の規定により拒絶證書を作らしむると(三百六十條)
- (三)右作成後一週間より早からず、二週間より遅からざる間に實行すると(三百六十九條)

斯くして得たる競賣代金中より、倉庫業者は第一に競賣の費用、租税、保管料、其他の立替金を控除して、殘金を質入證券と引換に其所持人に引渡すべし、尤も其内より拒絶證書作成の費用、利息及債權額を控除し、尙殘金あるときは、預證券の所持人に引渡し、不足なるときは支拂を了したる金額を質入證券に記載するを以て、其所持人は更に債務者其他の裏書人に付き、其不足額の辨償を求むべし。而かも此際債務者の誰たるやは目今斯界の疑問に屬せり。(三百七十條乃至三百七十二條)

第四章 倉庫業の經營

第一節 保管貨物

保管貨物

倉庫業を營むに當り豫め定めざるべからざるは、其引受くべき保管貨物の範圍なりとす。而かも其貨物が多額保管に適するを要すべきは、已に謂ふが如しと雖も、唯斯く謂ふのみにては要領を得ず。進んで如何なる性質を具ふる、如何なる貨物を目的とすべきやを尋るに、吾人を以てせば保管貨物は次の如き性質を有せざるべからず。

一、保存性を有すると

保管の精神が物の原狀維持に在りとせば、保管物が保存性に富まざるべからざるは、略易きの理のみ所謂保存性とは、(一)腐敗變性し難きと、(二)爆發發火等の危険少きと、(三)惡臭を放たざると、(四)容易に破壊し難きと等の性質を備へざるべからず。

(二)取扱に便なると

保管貨物は又取扱に便なるを以て適當とす、即ち(一)其物の容積重量等が過大過小に失せざると、(二)荷造不完全等の爲散漫し易きものならざると、(三)其物の性質が動もすれば倉庫其他の物品等を損傷するが如き患なきと等必要也。

(三) 適法なると

保管物は公正のものたるを要し、(一)贖品、(二)密輸入品等の庫入に注意せざるべからず。

(四) 貴重品ならざると

貴重品と稱せらるゝ金銀、有價證券等の保管は、寧ろ銀行業務の範圍に屬すと謂ふべし。

故に倉庫業の目的たる保管物は或は商品たり、或は非商品たり得べきも、主として動産的商品の中に就て其範圍を定むべし、今我國の實際に就て之を見るに、或は積極的に其取扱ふべき保管品種を制限すること、例へば某々石油貯庫會社の石油に於ける、某々米倉庫會社の米穀に於けるが如き、其他營業規則中に判然取扱範圍を限定するが如きあり、或は單に其取扱はざる除外例をのみ限定するあり、例へば

大阪倉庫株式會社が特別の場合の外左に列擧せる物品の寄託を引受けざるが如し。

- 一、爆發質發火質其他危險の性質を有する物
- 一、損傷腐敗せしもの又は損傷腐敗し易き物
- 一、倉庫又は他の貨物を汚損すべきもの
- 一、動物及植物
- 一、巨大なる物又は重大なる物若くは保管に不適當なる物
- 一、貴重品美術品

或は又東京倉庫株式會社の如く一方に取扱商品を擧げ、一方に除外例を認むる所謂折衷主義を取るあり。

第二節 入出庫手續

貨物が庫入され、保管され、遂に出庫さるゝ迄の經過を略述すれば左の如し。

寄託申込

第一、寄託申込

貨物の寄託を申込むには、通例倉庫業者が任意に案具せる寄託申込書に貨物の種類、品質、數量、箇數、價格、記號、荷造、證券の所要枚數、保管期間、寄託者の住所、氏名又は商號を記入し、捺印の上差出すべし、而かも此等の記入要項は、後に貨物の検査及び倉荷證券發行の基礎となるべきものなれば、事實に相違を生ぜざる様注意すべきは勿論也。

貨物の引取

第二、貨物の引取及證券交付

申込を受けたる倉庫業者に於て、其記載項目を收容設備等に參案して支障無きときは、直に收容の場所を指定して貨物の到着を待つべし、貨物到着の上は申込書に照して現物を検査し相違無き限りは直に倉庫に收容して倉荷證券を交付すべし、尤も貨物の種類及寄託主の事情により、一々商法上の證券を授るを要せず。或は普通の預り證書を以てし、或は通帳を用ゆる等、場合により便宜の手段を執り得るは論なし。

保管

第三、保管

已に引取りたる貨物は之を返還するに至る迄、倉庫業者の責任に歸し、所謂善良

出庫

なる管理人の注意を以て之を管理するを要す。而して其保管期間は固より申込の際之を取極むべきも、若し別段の取極を爲さざりしときは六ヶ月を限度として、一往寄託主に返還の手續を爲すを通例とす。又保管期間中は寄託者又は預證券所持人より、寄託物の點檢又は其見本抽出を求め、且保存に必要な處分を申出るとあるべく、質入證券の此所持人も同様の點檢を請求するあらん。倉庫業者は營業時間内に在りては何時にても之に應ぜざるべからず。

第四、出庫

貨物の出庫手續は其普通の場合に於けると、質權附の場合とにより異れり、普通の場合に於ては、其全部出庫たると、一部出庫たるとを問はず、預證券及質入證券の特に設けある出庫欄、若しくは受取欄に出庫高、年月日、氏名を記載し、捺印の上差出し、相當保管料の算出請求に對し、支拂を爲したる上、返還を受け、其一部出庫即ち内出の場合にありては、倉庫業者の檢印を経たる證券の返還を受くべし、而して保管料は之を出庫の際支拂ふべき等なれ共、通例出入頻繁なる顧客に對しては、月末一括して、其請求額を通知するを便とせり、次に質權附貨物の出庫に就ては、既に質入

證券を説明せる際に之を述べたるが如し。唯之を以て内出を爲すの慣習は實際上稀に見る所なるが、或る倉庫會社の如きは特約ある質權者との間に於てのみ之を認め、而かも預證券の所持人が質權設定後同會社が適當と認めたる債權の一部辨濟金を會社に供託せし場合に限り、之を許せり。

右は寄託者の意思により、出庫を爲す自然の順序なるも、場合により倉庫業者の意思により、其保管義務中にも不拘、出庫を強制さるゝあり、其場合とは寄託品が腐敗變質又は損傷するの虞あるときにして、通例書狀を以て其旨を通知し、若しくは新聞紙に廣告して出庫を催告す、之れ東京倉庫會社、大阪倉庫會社等に於て行ふ所なり。

第三節 業務の分擔

業務の分擔

元來倉庫業の事務は至りて簡單なるを以て、業務分擔の方法の如きも、趣味深しと謂ふべからず、加之其規模の大小により一定すると無ければ、茲には單に其骨髓を描出するのみ。

一、營業部

倉庫業者の營業は左の三係に分割するを適當とす。

- (一) 倉庫係 貨物寄託申込書の受付、寄託物の検査及引取、倉庫鎖錠の保管及び倉庫の管理、入出庫に關する通常事務、其他直接寄託者との交渉等を取扱ふ。
- (二) 帳簿係 總勘定元帳及保管貨物に關する主要帳簿の記入、保管料の算出、保管貨物日計表、月計表の調製、營業報告材料の蒐集等を司る。
- (三) 證券係 倉荷證券の調製、交付、保管、記帳等を取扱ふ、而して證券發行の際は、證券記載要項及其番號等を特に設けたる帳簿に記入し、又證券紛失の際相當の擔保を取り、再交付を爲したるとき、其旨を記帳すべきは商法の命ずる所也。(三百六十條及三百六十六條)

二、其他の部門

營業部以外に在りては、現金の出納をのみ司る現金係、文書の往復、倉庫の修繕等を司る庶務係を置くは勿論、特に帳簿上の保管品在高と現物との照合検査をのみ司る調査係を置くべし、而して保管料の高低、其他營業全般に關する事務は固

より重役支配人に任せざるべからず。

第五章 附屬的及兼營的業務

單に貨物を保管して誤無きを得れば、倉庫業の能事即ち足るべく、其業務の簡單にして寧ろ消極的なるは人の容易に許與する所也。されば保管の前後を問はず、直接其寄託物に關して保管以外に生ぜざる種々なる事項を處理して、寄託物の運行を便にし、安全を増す行爲は、之を一般寄託主の利益より見るも、又倉庫業者の收益を増加する點より見るも、蓋し輕んずべからざるのとなりとす。思ふに倉庫業者唯一の財泉たる保管料は左無きだに低歩なるに、其增收は高價なる土地、倉庫の如き固定資本利用の程度により制限せられ、到底活潑なる商工業者の其の如き甘味あるものにあざれば、之を獨立の營業として良好の收益を獲ると容易なりとせず。寧ろ附隨若しくは類似の業務を兼營して、之が補充の策を講ずるに若かず。今該業の附屬的及兼營的業務として共に知らるゝものを擧ぐれば左の如し。

第一、當然倉庫業に附隨すべき業務は左の如し。

附屬的及
び兼營的
業務

- 一、貸庫 貨物の保管に差支無き時期を計り、一定の貸庫料を徴收して、倉庫の全部若しくは一部を賃貸するもの也。而して此場合に於ては豫め貸庫期間と入庫すべき貨物の種類を約定して倉庫の鎖鑰を先方に引渡すものとす。
- 二、庫移取扱 或る地の倉庫に庫入したる貨物を、他の地に於て受取るの方法にして、之を欲する寄託者は其旨を倉庫業者に通知して、預證券面に可然記載を経るを要するは勿論、後日相當の手數料運賃を支拂ふ可し。而して之を爲すには兩地間に營業上の連聯を要するものにして、商業の發達に従て盛に利用せられざるべからず。
- 三、火災保險の取扱 現今本邦に於ける最も多くの倉庫業者の慣例に依れば、入庫の際別段の申出無き限りは、其寄託物を保險附として取扱ひ、保險料を含めたる保管料を課するものとす。而して之を爲すや、豫め保險會社と特約し自己の名により毎日の保管在高を通知して特に低廉なる保險料を支拂ふ、即ち倉庫業者は一般寄託者に對し、一種の保險代理を爲すもの也。
- 四、出保管 自家倉庫保管者の依頼を受け其錠を預り倉荷證券を發行するもの也。

第二、其他兼營を利とする業務頗る多し少しく左に掲ぐべし。

一、代金及運賃の取立 寄託者が寄託物を賣却したる場合に其證券を倉庫業者に送付して買主より代金の取立を委頼するにあり、又船主、船長、運送又は荷送人等より寄託したる荷物の運送賃、其他の費用を現實の所有主より取立るの委頼もあるべし、是等に對して倉庫業者は相當の便宜を開くを宜しとす。

二、通關手續取扱 税關に關する手續は随分繁雜なるものなれば倉庫業者が特に税關長の免許を得て、税關貨物取扱人と爲り、貨主の爲に通關手續を代理するとあり。

三、賣買及融通の周旋 寄託主の請求により、寄託物の賣却を爲し、若しくは適當なる銀行者に就き、買入を媒介するとあり。

四、預賣 此業務は英國に於て盛行はれ、寄託者の委頼に依り、定制に依て競賣の方法を以て寄託物を賣却するものとす、然れどもまた我國に行れず。

五、船渠及棧橋の使用 貨物の揚卸盛なる商港に於て其揚卸の機關たる棧橋若くは英國に見るが如き濕船渠を備へて、倉庫業の兼營とするは頗る有利のと也。

六、銀行業 倉庫業が之を兼たるの例あるも、又弊害無きに非ず。

第六章 倉庫業の會計

今簿記學の原則を借り倉庫業の資産負債を解剖し、且損益の生ずる所を見るに左の如し。

第一、資産及び負債

倉庫業者の資産中、最も重要なるものは用地及倉庫にして、資本金の大部分は此目的に費さる、否場合によりて其額資本金額以上に達するあり、今二三會社の現狀に付き、其資本金と土地建物との比例を擧ぐるに左の如し。(三十七年調)

	拂込資本及積立金	土地建物	資本百に對する比
東京倉庫借入	四〇〇、〇〇〇 ^甲	九九三、三三〇	
大阪倉庫	五八〇、〇〇〇	二八二、〇〇〇	一〇三
京都倉庫	二七五、〇〇〇	一八二、三六五	八三
兵庫倉庫借入	二八五、〇〇〇	四六四、三八五	八一
	二九二、〇〇〇		

倉庫業の
資産負債

神戸 棧橋

四三三、五〇〇

三八二、五九八

八九

右の如く、資本金の大部分は土地及建物に固定し、此等の不動産以外に殆んど掲ぐべき程の價值ある資産を具ふるの必要無きは該業の性質上止むを得ざる所とす、即ち強て之を求むれば、諸營業什器及び費用立替、給料支辨等に要する多少の流動資本なりとす、而かも此後者の如きは出來る限り、該業の収入を以て之に充つるを以て、特に之が爲資本を分つの度合は少々にて足れり、又保稅倉庫を營む場合は特に供託金を要す。

此等を支辨する爲、此業が負債する所のものは勿論資本金にして、時に借入金を以てする場合あり。

第二、損益

倉庫業の損失に歸すべき營業費は(一)使用人給料(二)火災保險料(三)修繕費(四)借地料(五)建物消却金(六)税金(七)雜費等に分つべきも、別に該業の特徴として見るべき費目を見ず。就中建物消却金の如き、連年不動産騰貴の傾向ある今日、餘り重きを置かれざるものゝ如し。

倉庫業の
損益

次に該業収入を見るに左の如きものあり。

一、保管料

二、貸庫料

三、其他の收入

就中最も重要なるものは保管料なり、保管料は取りも直さず、營業利益の源泉にして、其性分は(一)倉庫の使用料(二)貨物取扱手数料(三)保險料等より成る。而して其率の上下するや、(一)貨物取扱の難易及危險の多少(二)貨物の價格(三)貨物の容積及重量の大小(四)保管期間の長短(五)貨物と倉庫との需要供給の關係等の諸事情に基き決定せらる、故に倉庫業者は常に此邊の注意を怠るべからずと雖も、其一上一下は他の商品物價の如く劇烈なるものにあらず。

次に保管料の定め方は、或は貨物の評價格を基として定むる所謂從價法あり、或は貨物の重量若くは容積を参照するものあり、或は此等を参照し、一個に付き何程と定むる單個率あり。所と時により一定せず、阪神地方の當業者は多く此單個率を用ふ。

更に其計算法に一ヶ月を單位とするあり、半ヶ月、十日間、或は一週間を以てするあり、従價法により日歩を以てするありて、一定せずと雖も、阪神地方に於ては一ヶ月定となし、月の十五日前後を以て全月半月の區別を爲せり。

第七章 保稅倉庫及稅關假置場

保稅倉庫
及び稅關
假置場

我國の保稅倉庫は明治三十年三月、法律第十五號、保稅倉庫法の制定に濫觸す。其第一條に據れば、保稅倉庫とは輸入手續未済の貨物を藏置する所にして、藏置中の貨物は輸入品と見做されざるものとす。而して此制度は固英國の「ボンデッドウキーヤハウス」 Bonded warehouses 佛國、和蘭等の「アントンポ」 Entrepot 等を参照して按出したるものなるが、「アントンポ」ボンデッドウキーヤハウス等に於ては、其藏置中、貨物の變裝、加工、精製、種別等を施すの自由を得せしむるも、我保稅倉庫に於ては、斯の如き恩典を與へず、單に輸入稅の支拂を猶豫するに過ぎず。然れども明治三十三年四月法律第八十二號稅關假置場法の公布により、單に藏置貨物を輸入せざるものと見做すのみならず、藏置中改裝、仕分、其他の入手を爲すとを得せしむる

稅關假置場なるものを制定し、先づ横濱及長崎稅關管轄區域内に之を實行し、後神戸にも設置せり、此制度は保稅倉庫と相待つて貨物の輸出入に至大の便宜を與へ、略「ボンデッドウキーヤハウス」の實を擧ぐるの觀あれども、二者の分離は未だ以て策の得たるものと謂ふべからず、今此等制度の効益を擧ぐれば左の如し。

- (一) 輸入の際に課せらるべき輸入稅の支拂を後日出庫の時まで猶豫せらるゝを以て、稅金額に對する猶豫期間の利子を節約し得るを以て、其範圍内に於て貨物の代價を低廉ならしむべし。
- (二) 再輸出に際し戻稅を行ふは二重の手續を煩はすものと謂ふ可く、輸入稅支拂猶豫の特典を與ふる保稅倉庫を以て其不便を除去し得べし。
- (三) 輸入者は貨物陸揚後、直に輸入手續を爲すと無く、後日の模様により輸入若しくは積戻等便宜の手段を取るの便あり。
- (四) 稅關假置場に在りては變裝分割等種々の便宜を與ふ。
- (五) 多數の外國品を集め、所謂通過商業を盛ならしむ。

我法制によれば保稅倉庫に官設と私設との二種あり、官設保稅倉庫は稅關の管

理に屬し、法令の定むる所により、裏記の自由なる預證券を發行し、手数料を徴收して貨物寄託の依頼に應ず、私設保税倉庫は私人の經營に係り寄託行爲に就き私法上普通倉庫業者と同一なる權利義務の關係を生ずるのみならず特に保税貨物を取扱ふが爲種々なる政府の監督を受く、即ち

第一、保税倉庫を設け、輸入手續未済品の保管を營業せんとするものは先づ大藏大臣の認可を受けざるべからず。

第二、特許を受けたる者は法令の定むる所により、相當の擔保を供託せざるべからず(保税倉庫法施行細則第二十七條)

第三、私設保税倉庫業者は、藏置貨物の輸入税を保證すべきものにして、或は盜難に罹り、或は紛失滅失するとあらば、自ら之を支拂はざるべからず、又期限に至り荷主貨物を引取らざる時は、代りて、之を引取り輸入税をも代納すべし。(三十八條及三十九條)

第四、業務上種々の監督を受く、即ち

(一) 保管物の制定及變更は其都度主務大臣の認可を要し、

(二) 自己の所有品を保管するを禁ぜられ、

(三) 危險物を保管する爲には特別の倉庫を具ふるを要し、

(四) 保管物異狀を呈したるときは直に其旨を税關に届出で、

(五) 保管規則及庫敷料の制定變更は逐次主務大臣の認可を要し、

(六) 倉庫には二重の鎖鑰を設け、其一を税關に預け置き、

(七) 業務經營の任に當る人名を税關に届出る等、其他種々の制限を受く、(二十八條、三十六條、三十七條、四十三條、四十五條等)

第五、倉庫、貨物及帳簿書類等に付き税關の検査を拒むと能はず。

次に少しく保税倉庫の手續を述ぶるに、先づ庫入を爲さんとする者は、庫入申告を保税倉庫所在地の税關又は關稅支署に差出し、貨物の検査を經、庫入免狀を受くべし、而して此保管貨物を内地に引取らんとする者は、輸入願書を差出し、輸入免狀を受け、凡ての輸入手續を完了するを要し、之を更に外國に積戻さんとせば、積戻願書を差出し、積戻免狀を得べし、又之を他の保税倉庫に運搬倉移を爲すには、夫々税關の許可を要するものとす。

第四編 保險業

第一章 保險の意義

保險の意義

保險業を説くに當り先づ知らざるべからざるは、保險其物の意義如何に在りとす、吾人を以て之を見れば、保險とは偶然なる事故により或人が被むれる生命若くは財産上の損害をして、同一の危険を自覺せる多數人に分擔せしむるの經濟的組織と謂ふべし。故に保險の成立するや左の如き條件の具備するを要す。

第一、偶然なる事故より生ずる損害の實在

人類が偶然に發生する事故により思設けぬ損害を蒙むるの狀は人生の經驗に照して明なる所也、而して其損害たる或は生命に關し或は財産に關するあるも、之を保險學の上より見るときは結局財貨の損失に歸すべく、金錢を以て評定し得べきものたるべし。斯る損害を醸すべき偶然の事故が多々存在して絶えず吾人の身邊を襲ひつゝあるの事實は即ち保險なる思想を誘起するの原因にして、便宜上

吾人は暫く此等の事故を災禍と名けんとす。唯注意すべきは保險學上の災禍は、必ずしも社會上の災禍と一致せざるとにて、例へば婚禮の如き、社會上無此上慶事も其多大の資金を費すを要する點より見るときは、保險學上一種の災禍と謂はざるべからざるが如し。吾人は今此災禍を左の如く分類せんとす。

- (1) 自然的災禍 所謂天災地變なるものにして洪水、噴火、地震、降電、海嘯、落雷、暴風雨、蟲害等の如きもの之也。
- (2) 人爲的災禍 盜難、放火、殺傷、債務者の逃亡、汽車の衝突、戰爭等
- (3) 準自然的災禍 半は天然半は人爲に由りて生ずる災禍にして、例へば死亡、疾病、老衰の如き一は天命によるも、一は不節制によるが如し、其他石油發火、火災等之に屬す。

(4) 準災禍 社會上毫も災禍と謂ふべからず、寧ろ或る場合には喜ぶべき現象なるも、其臨時の資金を要し、若くは生産力を殺がるゝより、保險學の便宜上一種の災禍と見做すものにして、婚禮、教育、徵兵、裁判所の召喚等之也。

是等の災禍をして其威を逞ふせしめず、全然之を壓抑し得ざるも、出來得る限り、

其被害の程度を軽減せしめんことを計るは人情の常にして、其方法に三種あり、第一は豫防的にして未だ災禍の發生せざるに先ちて之を防禦するもの、第二は鎮壓的にして、已に發生するも之をして可成其威を逞ふせしめざるが爲種々の方法を講ずるもの、第三は救済的にして、已に災禍の爲に損害を被むりたる場合に他の財貨を以て其損失財貨を填補する方法なりとす、右の中第一と第二は結局災禍其物を積極的に壓抑せんとするものにして、第三は全く其性質を異にし消極的被害程度を軽減せんとを期す。而して此第三の方法は取りも直さず保險の目的とする所なりとす。蓋し豫防及鎮壓の方法は世の進歩と共に益完備するも、到底災禍の害惡を根絶し得ざれば也。

第二、多數人が同一の危険を自覺すると

由來保險學上危険なる語は種々の意義に使用せられ(一)或は危難の程度を指し、(二)或は火災、死亡等災禍の事實其物を指し、(三)或は損害を指すありと雖も、吾人を以て之を見るときは、危険とは人が或る災禍に襲はるゝ状態を言ふものにして、例は人は皆死亡なる災禍に襲はるゝが故に、死亡なる事實に付き一の危険を犯し、家屋

を有する人は火災なる事實に付き、他の危険に晒さるゝ如し、然れども場合により第二の意義に従て災禍其物を危険とする最も通俗の用語例を用ゆるとあるべし。斯く人は厚薄種々の危険を犯し乍ら、毫も其恐るべきを覺らざるに於ては、即ち止む苟も之が恐るべきを自覺し、而かも同一の危険を犯すに付き、同様の自覺を爲す者漸く多數となるに及んで遂に保險の成立を促せり、蓋し保險は單獨の事業にあらざれば也。

第三、眞實に災禍を蒙むるもの、不明なること

之れ前に述ぶる所により明なるべし。同一の危険を有する多數人中果して何人が其の災禍を蒙むるべき乎が不明なればこそ、茲に損害分擔の共同的行爲を促すなり。

以上三者は保險の成立に缺くべからざるの要素にして、フイリッポヴェイツ氏の所謂一定度に於て損害が起らんとするの明なると、多數人が此危険を犯すこと及び何人が災害を受くるやの不明なるとは、保險の要素なりと謂ふもの此意に外ならず。(同氏經濟學上卷三二一頁斯くの如くして如何に其被害者の損害をば全

保險契約

員に分擔せしむべきやを講ずるもの、即ち保險の目的にして、之を達するの手段として、此仕組の中心點となり、責任を帯びて、之が運轉の任に當る所の保險者(一)此中心點に信賴して一定の保險料を提供する所の危險を自覺せる保險契約者(二)及び以上の兩者間に締結さるゝ保險契約(三)の三者を必要とす。換言すれば保險が滯無く行ふには、一方に保險者、他方に被保險者の間に、締結さるゝ保險契約なるもの、成立を要すべく、保險契約は即ち保險の出達點と謂ふて可也。

法學者の謂ふ所に依れば、保險契約とは保險者が偶然なる一定の事故により被保險者の生命財産に就き生ずべき損害を填補することを約し、相手方が之に對して其報酬を與ふることを約する契約を謂ふ。斯くして兩者が互に權利義務を交換する結果、保險者は安全に保險契約者より保險料を取得し、更に幾多の保險契約者を探出して、同様の契約を繰返し、以て後來に生じ得べき損害填補の準備金を徴收するに力む。之れ保險契約が保險、其物の基礎たる所以にして、之を基として保險の仕組を運轉する状態を保險經營又は保險事業と謂ひ、之を以て營利の目的とする企業を保險業と謂ふ。而して法理上此契約に關係せる當事者三種あり、其一

保險業

は損害填補の責任者たる保險者、其二は之が相手方たる保險契約者、其三は保險の目的たる利益に付き填補を受くべき被保險者なるが、右の中其二と其三とは事實上同一人たる場合多し、又生命保險契約に在りては右の外保險金を受取るべき者を定むるを常とせり。

保險業者は保險契約の結果、一方に於て

- 一、保險料を得るの權
 - 二、被保險者をして被保物件の損害防止に力めしむるの權
 - 三、保險契約者が破産又は家資分散の宣告を受け、且未だ保險料の全部を支拂はざるときは、保險者に其支拂はざる保險料に付き相當の擔保を供せしむるの權
- 等の諸權利を得、他方に於て
- 一、損害を填補し、
 - 二、一定の場合に委付の申込を承認し、(海上保險に限る)
 - 三、損害防止に要せる費用を負擔し、
 - 四、保險證券を交付するの

義務を負ふ也。

然るに保險の業たる固公益に關すること頗る重大なるを以て之が經營上種々の點に付政府の干渉を受くるを見る。今我保險業法三十二年法律第六十四號により政府が斯業に課する制限の重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、保險事業は主務官廳の免許を受くるに非れば之を營むことを得ず。
- 二、保險事業は株式會社又は相互會社に非れば營むことを得ず。
- 三、保險事業は他の事業を兼ねることを得ず。
- 四、同一會社にして生命保險と損害保險とを兼ねることを得ず。
- 五、株式保險會社の資本金及び相互保險會社の基金は各十萬圓を下ることを得ず。
(相互保險會社の社員百人を下ることを得ず)
- 六、保險會社の業務は主務官廳の監督に屬す。而して監督方法の重なるもの左の如し。

- (一)業務監督上必要なる命令を下すと
- (二)必要に應じ事業の報告を爲さしむると

- (三)必要に應じ業務及び會社財産の狀況を檢查すると
- (四)會社の狀況に依り事業繼續を困難なりと認むるときは左の如き處分を爲すと

イ、事業の停止

ロ、業務執行法の變更を命ずると

ハ、計算基礎の變更を命ずると

ニ、保險關係者の權利を保護するに必要なる命令を下すと

- 七、保險會社が主務官廳の命令に違反したるときは主務官廳は(一)事業の停止(二)取締役の改選(三)免許の取消を爲すべし。

- 八、保險會社の清算は主務官廳の監督に屬す。

アドルフワグナー曰く保險とは或る偶然にして前知すべからざる事故に因り或一人の財産に付き生じたる損害を同一の危險に却かざる、多數の場合に分擔せしむるによりて之を軽減するの制度なり Schönberg, H. B. II, 2 S. 359

ジョージキング曰く保險の目的は一個人の堪ゆべからざる損失の負擔を被保險者の多數に散布して其負擔を軽減するに在り (Palgrave Dictionary of Political economy Vol. II pp 410)

栗津清亮氏曰く保險とは同種類の危険を恐るゝ所の多數の人民が集合して團體を作り其一員が彼りたる損害を總員が分擔して補償する所の行爲也

(經濟叢書中保險論 十二頁)

村瀬春雄氏曰く保險とは一朝災害の起るに際し被害者が單獨に被らざる可からざる損害を他人と共に分擔する機關を言ふ而して此機關を運轉する局に當る者は即ち保險者也 (同氏著海上保險 四頁)

石川文吾氏曰く或る危険に曝らされたところの人々が豫め約を結んで或る損害が起つて之が爲に經濟上害を被つた所の不幸な人の爲に外の人々が金を寄せ集めて當人の損を薄めてやると云ふ仕組が保險なのです(一橋會雜誌第一號 百二十七頁)

エミンガム氏曰く保險行爲は一の雙務契約に過ぎず即ち保險者に於ては偶然一定の事故發生して被保險者の經濟上の生存に著しき影響を蒙むらしむるが如き場合に一定の支拂を爲すことを約し被保險者に於ては之が請求に對し一時或は定時の支拂を爲すことを約するに在り (Conrad, Handwörterbuch der staatswissenschaftlichen B, VII S. 447)

ブレイマー氏曰く固有なる保險の目的は偶然なる損害を蒙むれる者の苦痛を出來得る限り軽減するにありて之は同一の損害に晒さるゝ共同團體員中に損害を分擔するにより目的を達すべし此場合各團體員は各自の財産に相當せる金額を支出すれば足す (Brammer-Versicherungswesen S. 2.)

第二章 保險の効用

保險業の
監督

保險の何たるを解する者は容易に其効益を覺知すべし吾人前章に於て略保險の意義を明にせりと雖も其經濟上如何なる機能を有するやに至りては未だ毫も論及し能はざりき。思ふに保險は決して新貨物を生産するものにあらず數多の被保險者より醸收したる資金を實地災禍を蒙むりたる者に廻付するに過ぎず即ち一言を以てせば保險は一定の法則に由り財貨の移轉を爲すのみ從て其動作は消極的也。

斯る移轉は固より生産其物に非るも恰も信用が生産其物に非ずして生産を補助すると同様の働作を爲す也。否獨り生産のみならんや經濟的現象の行るゝ所有る方面は常に無数の災禍の來襲に晒さるゝを以て災禍を條件とする財貨の移轉によりて少からざる効益を受けつゝある也。(A. Wagner, Versicherungswesen)

此効益中直接的なるもの左の如し。

第一、生産の安全

直接の利

益

諸般の生産事業が其行途に横はれる各種の災害に對して、保險を附するが爲、一朝事あるに際して中絶廢止の不幸に陥らず、安全に之を繼續し得るとは多言を要せざる所也。殊に之が爲特別の恩惠を受くるものは業務其物が危険性を帯ぶる生産業にして、例へば海上の事業、發火質の物品製造の如き、若し保險制度無かりせば到底普通人の經營に適せず。唯々此種の危険に堪え得べき程資力豊なる人々の獨占に歸するに至らん。

第二、交易の安全

經濟上貨物の交易を目的とする商業其他の交易的機關が、等しく保險の爲に其行途の安全を得るの理も亦明也。

第三、收入及消費の安全

之れ生命保險の場合に最も著しく顯はるゝ所にして、例へば死亡癱疾、老衰等を條件として保險に加入するときは、此等の災禍に遭ふも生計上非常の苦痛を感せず、其得たる保險金により遺族を養ひ、餘生を樂み、疾病を治する等、諸般の消費を行ふて、差障無かるべし。

間接の利益

更に其間接の効益を擧ぐれば左の如し。

第一、保險は貯蓄を奨励す。

生命保險の如きは之を被保險者が定期に其收入中より保險料を支拂ふ點より見るときは、慥かに一の貯蓄法と謂ふべく、而かも其貯蓄たる事全く強制的なるを以て、普通の貯蓄法と異り、知らず識らずの間に餘剰の生ずるを見るべし。

第二、保險は生産資本を供給す。

保險料として蒐集せる資金は固より死藏放任せらるゝこと無く、保險業者の適當と認むる方法によりて、利殖の用に供せらる。即ち或は有價證券を買入れ、或は銀行に預入る等、資本として更に各種の生産事業を補助するの任を盡すべし。

第三、保險は其目的物の信用及價格を増加す。

其運送の途上にあると、倉庫内に藏せらるゝとを問はず、貨物を保險に附して、危険擔保を確實ならしむるときは、其信用を高め、自然價格をも増加するに至るべし。右は主として經濟上より觀察せりと雖も、更に其社會各種の方面に及す、利益を探らば、一にして足らざるべし、即ち其彼保人將來の覺悟心を啓發するを以て、人民

の知識道徳を進め、進取的氣象を養へ、勤勉心を強め、其强者の所得を弱者に移し、幸者の福利を不幸者に廻すを以て、社會の貧富を平等ならしめ、社會問題の解決に資する等到底枚舉に遑あらず。

第三章 保險の種類

保險の種類は實に多く、又益多からんとせり。之れ保險の要素たる災禍其物の種類甚だ多く、且其恐ろしさが益著しく感ぜらるゝを以て也。然れども凡ての災禍は悉く保險の目的たるに適するものにあらず。ワグナー氏の謂ふ所によれば保險し得べき災禍は左の如き條件を具へざるべからず。

- 一、其災禍到來の有無、時期、及方法等全く不明なること
- 二、其災禍は被害者に取リ全く偶然なること
- 三、其災禍の到來するや損害の原因明瞭にして且其結果損害の範圍及種類等も確知し得べきものなること
- 四、其災禍は凡て同一時に來襲せず、種々の場所、種々の時の上に適當に配分せらる

ゝこと

五、其災禍は經驗上頗る精確に觀察し得るのみならず統計を以て算定し得べきものなること

保險の種類

斯くして右の條件を満す所の災禍にして、現に保險に附せらるゝもの頗る多く、従て種々なる保險の分岐を生ぜり。人の之を分類するや或は其目的物により、動産保險、不動産保險、船舶保險等の區別をなし、或に災禍其物により火災保險、海上保險、降雹保險等區別を設くと雖も、吾人は此等の目的及災禍を参照して、左の如き分類を爲さんとす。(A. Wagner-Versicherungswesen, Handbuch der Politischen Ökonomie B. II a s.361)

第一、物件保險 Sachversicherungen

之れ動産不動産等の物件を保險の目的とするものにして左の如く細分す。

(一) 火災保險 Die Feuerversicherung

(イ) 不動産火災保險 燃燒の恐ある不動産即ち住宅、工場、店舗、倉庫の如き建設物を目的とするもの。

(ロ) 動産火災保險 燃燒の恐ある動産、即ち家財、家具の如き需要品、及び經濟的資本に屬すべき物品、例へば原料品、商品、機械、什器等を目的とするもの。

(二) 運送保險 Die Transportversicherung

(イ) 海上保險 海上の危険に對して、船舶、積荷等を保險するものなるが、場合により積荷に附隨する利益及び費用をも保險に附することあり。

(五) 陸上運送保險 河川、内海、鐵道、其他陸路上に於ける危険に付き運送品を保險するもの。

(三) 降雹保險 Die Hagelversicherung

雹害に對し、果實、其他の農作物を保險するもの。

(四) 家畜保險 Die Vieversicherung

家畜死亡の危険を擔保するもの。

但し前二者を通稱して農業保險と云ふ。

(五) 硝子保險 Die Glas namentlich Spiegelglasversicherung

窓硝子等の破壊に對して保險するもの。

以上は物件保險の重なるものなれど、此他其實行困難なるも、將來有望且有益なるものは、爆發保險、洪水、暴風雨、地震、獸害、蟲害等に對し、建物、土地等を保險するもの及び盜難保險等なりとす。

第二 財産價格減損保險 Die Versicherungen gegen Vermögenswertverluste

之れ物件の實質に何等の變更を與へざるも、其價格を減削するが如き災禍に對して保險するものを謂ふ。

(一) 擔保保險 Hypothekenversicherung 債權者が擔保物件を競賣する際に、資本及利息の幾分を損し、殊に抵當不動産減價に對して保險に附する場合の如き之也。

(二) 有價證券減價保險 Kunsversicherung von Wertpapieren 平價以上の價格を有せる有價證券の所有者が其平價以下に下落せるが爲に生ずべき損失に付き保險するもの之也。

(三) 信用保險 Kreditversicherung 貸倒れに對する保險の組織を謂ふ。

此他同様の性質を帯べるもの少からざるも餘は重要ならず。

第三 生命保險 Lebensversicherung

人の生死等を條件として、支拂ふべき保険金の一時金たると年金たるとにより、資金保険及年金保険の別ありと雖も、茲には條件たる事故を標準として、左の如く分たん。

- (一) 狭義の生命保険
 - (イ) 死亡保険 死亡に際し一時資金を交付するもの。
 - (ロ) 生存保険 一定の年齢若くは事故の到来を待ちて、年金又は資金を交付するものにして、結婚資金保険、教育資金保険、養老保険等著名也
- (二) 疾病保険 Die Krankenversicherung
疾病に罹りて、一定の期間職業を廢したる者に保険金を拂渡す方法也。
- (三) 奇禍保険 Die Unfallversicherung
旅行、外出、營業中偶然怪我に罹りたる時に保険金を拂渡す方法也。
- (四) 廢疾保険 Die Invaliditätsversicherung
- (五) 老衰保険 Die Altersversicherung
- (六) 鰥寡保険 Die Witwen- und Waisenversicherung

第四再保險 Rückversicherung, Reinsurance

再保險とは甲保險者が被保險者に對して有する損害填補の責任を再び乙保險者に保險せしむるもの也。

今更に我商法の認むる保險の種類を尋ぬるに、先づ之を大別して生命損害の二種となし、後者は更に火災保險、運送保險及海上保險の三種に分る、蓋し保險は凡て損害の填補を目的とするものなれば、特に商法が生命保險に對して損害保險なる文字を使用するの不穩當なるとは夙に學者の認むる所なるが、そも此二者相違の點は一は金錢に見積り得べき財産上の損害を目的とし、他は金錢に見積り難き人の生死を目的とせるに在り。

即ち生命保險契約とは當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふべきことを約し、相手方が之に其報酬を與ふるとを約するものにして、商法四百二十七條損害保險契約とは、當事者の一方が偶然なる一定の事故に因り、其者の利益にして金錢に見積ることを得べきものに付き、生ずることあるべき損害を填補することを約し、相手方が之に其報酬を與ふるとを約する契約也。(三百

八十四條及三百八十五條而して其損害の原因たる災禍の火災なるときは之を火災保險とし、陸上運送に關する事故なるときは之を運送保險とし、航海に關する事故なるときは之を海上保險となす。

第四章 保險の發達

保險思想が夙にフイニシヤ及び羅馬の古代に萌芽せしことは歴史の傳ふるところなれども、其制度或は賭博に類し、或は救助治安を旨とする等、到底今日の意味に於ける保險制度と同日に語るべきものならざりき。中世に入り、地中海沿岸の貿易隆盛を來すに及んで、海上保險の發達を促し、近世に入り、火災保險及び生命保險の制相尋て起り。英國の經驗、佛國の法制等相待つて斯界の發展を助長せしこと少からず。

就中凡ての保險事業に先驅せる海上保險は、第十二世紀の頃歐洲の海面に跋扈せる海賊の掠奪に備ふる爲、商人の一致團結せるに基因し、此等の商人は皆地中海若くは歐洲北海沿岸の自由都市を根據として、盛に海上の貿易を營みしかば、海上

保險の發達

保險も爲に著しき感化を受け、各商人團體は單に組合員の危險を補障するのみならず、廣く組合員以外の保險をも引受くるに至れり。後フロレンツ(一五二三年)ブルゴス(一五五〇年)西班牙(一五五六年)等相尋て保險に關する法典を編し、アントゥルペン及びアムステルダムも殆んど時を同ふして海上保險裁判所を設け、英國に在りては千六百〇一年エリサベス女皇保險法を發布し、獨乙に於ては、千七百三十二年ハンブルク市海損及保險條例を出し、且つ佛國商法顯はるゝに及んで世界の保險法に一新面目を添へ、同時に英國に於けるロイド組合の成立及其活動は益斯界の發展を誘致したり。

火災保險は第十六世紀の頃、巴里及倫敦に於ける火災共濟組合の發生に基因す。後千六百六十四年、倫敦に大火あり、全都の三分の一を灰燼に化し、二十萬の住民其居を奪はれ、光景慘憺名狀すべからざるものありしかば、保險思想は茲に油然として至大の刺戟を受け、共濟的組合は至る所に接踵して起り、其基礎漸く定まるに及んで多くの會社的保險組織を發生せり、即ち千三百九十九年先づハンドインハンド不動産火災保險會社設立せられ、千七百十年サンファアオフェイス會社起るに

至れり佛國に在りては千八百十六年、コムパニー、ダシユランス、ゼネラルの設立あり、獨逸に在りては卅年戰後、疲弊慘害を挽回するの目的を以て、一方に於ては聯合邦に於て國家的火災保險組合の設置を試み、一方に於ては各種の相互組合及び營業等、私人的經營を生ぜり、就中最も著名なるは千六百二十一年の創立に係るゴータ火災保險會社にして、現今同國に於ける保險機關は公共的のもの五十七、民業二十五を算するに至れり。

生命保險の萌芽も、亦人類の死亡疾病怪我等に對する共濟的組合に發生し、中世の「ギルド」組織は勿論、遠く希臘、羅馬の古に溯りて其形跡を尋ねべし、降て千六百五十二年、佛王ルイ十四世、伊太利の醫師ロレンツトンの獻策を容れて、一種の年金保險を行へ、所謂「トンチン」法の實行を見るに至れり。然れども生命保險事業の完成は「プロバビリ」の數理と死亡統計の完備に待つものにして、前者は數學者「フェルマート」、理學者「パスカル」の二氏に依り、生命保險に應用するを發明せられ、後者は英人「ベチー」、獨人「ノイマン」、英國の數學者「ハレー」等の苦心により、著しき進歩を遂げ、千七百〇六年、遂に此等の學理に基き、倫敦に「アミケブルンサイチ」社の設立を

見るに至り。後千八百六十四年「イクイテブル」會社の設立あり、爾來斯業日々に進み、今や英國の生命保險會社の數九十に達するに至れり。

我國の保險事業は凡て其範を歐洲に採れるものにして、僅に二十有餘年の經歷を有するに過ぎず。即ち海上保險に於ては明治十二年東京海上保險會社の設立を嚆矢とし、生命保險に於ては明治十四年、明治生命保險會社設立せられ、火災保險に於ては明治二十年東京火災保險會社設立せられ、運送保險に於ては二十四年最上川運送保險會社の設立せらるゝあり、爾來各種會社頻々として起り、種々の競争困難を経て、本日の域に達せり。今三十七年度に於ける現況を擧ぐれば左の如し

種別	社數	資本金
生命保險	三七	八,五九五,〇〇〇
火災保險	一六	一七,七〇〇,〇〇〇
海上保險	三	七,五〇〇,〇〇〇
運送保險	一	二〇〇,〇〇〇
合計	五七	三三,九九五,〇〇〇
	×一	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	*一	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	*三	一,〇〇〇,〇〇〇
	*四	一〇,〇〇〇,〇〇〇
	×一	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	×一	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

拂込資本金		準備金		年度末現在契約	
金額	件数(人員)	金額	件数(人員)	金額	件数(人員)
二、六四八、八六六	× 五〇,〇〇〇	四、六七五、八一三	× 八、九三二	二〇四、六六三、八四四	× 八八六
* 七五〇,〇〇〇	二、一七五、九三八	* 二七五,〇〇〇	× 八、九三二	五三、一九七、七三四	× 八八六
一、八七五,〇〇〇	一、五三三、三五八	五三,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	二一、七三〇、三二二	× 八八六
九、二五三、九三九	一〇、五四五	* 三、五〇〇,〇〇〇	三九〇、四一五	一、六五八、〇六九	× 八八六
× 五〇,〇〇〇	四九、二〇五	* 七五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	七五〇,〇三〇、〇五九	× 八八六
一九、六七八、四六八	一、二九、一八六	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六
× 八、九三二	× 八、九三二	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六
七三六、九三四	一、二八四	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六
× 八、九三二	× 八、九三二	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六
× 八、九三二	× 八、九三二	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六
× 八、九三二	× 八、九三二	× 五〇,〇〇〇	△ 一、二四〇、六	△ 四三、二八三、八一	× 八八六

*は他の保険業より兼營するもの ×は相互會社 △は日歩保險也

第五章 保險の組織

現今専ら行はらるゝ保險經營の組織方法に二種あり、一を營業保險組織と言ひ、他を相互保險組織と云ふ。

營業保險

第一、營業保險組織

組織

之れ保險を以て營業の目的とせる組織にして、營業者即ち保險者は一般社會より加入者即ち被保險者を募集して、其各自と保險契約を締結し、其得たる保險料と實際支拂ふ所の保險金、其他の經費との差違を以て、營業所得と爲すもの也。而して本邦に於て此方法を探らんとせば、必ず株式會社に據らざるべからず。

第二相互保險組織

相互保險組織とは同一の危險を恐るゝ人々共同して、保險料を出資し、其中實際損害を蒙りたる人の損害填補に充つるの組織を謂ふ。故に其組織たる全く被保險者の共同事業にして、營利を目的とせざるのみならず、原理上損害填補の責に任ずべき第三者即ち保險者なる者の存在を要せざるも、實際上多數の共同員を取經め、保險料を徴收し、保險金の支出を司るべき一種の責任者を要す。即ち此責任者は通例全共同者の選舉に係る理事會、若くは全共同者を社員として設立されたる會社にして、之と各員との間に締結さるべき保險契約は、保險其物の基礎をなすものにして、恰も營業保險組織に於ける保險者が被保險者に對して種々の權利義務の關係を生ずるに異ならず。ゆゑに此組織に在りては被保險者は個人として

相互保險組織

は被保險者たり、團體としては保險者たるものなりとす。而して本邦に於て此方法を取らんとせば、必ずや保險業法上の相互會社組織によらざるべからず。

相互會社を設立せんとせば、發起人先づ定款を造り、農商務大臣より發起認可を得社員を募集するを要す、社員の数百人以上に達するに及んでは、創立總會を開き、定款其他必要の事項を議了し、取締役及監査役を選擧し、其終結を待ち登記を爲し、且つ事業の免許を受くべし。

次に社員は會社の債權者に對し、直接に義務を負ふこと無きも、其責任の異同により之を分てば左の三種となる。

- 一、社員全員が無限の責任を負ふもの、
 - 二、社員全員が保險料を限度として責任を負ふもの、
 - 三、社員全員が保險料の外一定の金額を限度として責任を負ふもの、
- 次に會社の機關としては、通例社員全體の集會に代るべき社員總代會を中心とす、即ち各地方に於て社員總代を選擧せしめ、之を招集して會社の意思を決定せしむると代議政體の議會に於けるが如くならしむ。

尙ほ相互會社の一特徴は事業運轉の爲に、特に一定の資金を貸與する出資者を要すること也。我保險業法によれば此資金の最低限を十萬圓とし、之を基金と稱す、而して出資者は單に其利子を得るのみにして、事業に關係するを得ず。

會社の損益は直接全社員即ち被保險者全體に及ぶものにして、社員は會社に剩餘を生ずるときは其分配を受け、不足を生ずるときは追徵金を支拂はざるべからず、従て保險料は不定なるを原則とし、社員責任を保險料に限るものゝ如きは事の當を得たるものにあらず。又相互會社は營業税を免ぜらる。

右の外兩組織の中間に位すべき混合保險組織あり、之れ本邦并に西洋諸國に於て、利益配當付保險なる名稱の下に盛に行はるゝものにして、株式會社が其利益を株主の獨占とせず、其一部を被保險者に拂戻す所の組織也。

今相互保險組織と營業保險組織の優劣を比較するに先づ前者の後者に勝る點を擧ぐれば左の如し。

一、相互保險組織に於ける利益の全部は被保險者に歸するも、營業保險組織に於ける利益は營業者即ち株主に配當せらる。

混合保險
組織

各種保險
組織の利
害

- 二、相互保險組織に在りては、一社員の災禍は直接に全社員に影響を及すを以て、各社員たる被保險者は互に警戒して災禍の豫防鎮壓に力むるの傾向あり。
- 三、相互保險組織の被保險者は會社の一部なるを以て、其業務擔當者の行動に不満足なるときは、社員總會の招集を請求して適當なる干涉處分を試むるを得るを以て、直接間接に會社業務の安全を計り、監督の實を擧げ、利益を保護する等の利益あり。
更に相互保險組織の弱點を擧ぐれば左の如し。
- 一、萬一保險事業が缺損を生ずるときは、相互組織の被保人は之が負擔の責に任せざるべからず。
- 二、株式會社の重役が會社の利益を大ならしむる爲、熱心經營の結果、業務の擴張、社員の統御等、事業の繁榮に資すること大なるに反し、相互組織の經營者は資本無く且會社と營利的關係を有せざるを以て、業務に冷淡なるを免れず。且基金出資者の如き單に一定の利子を得るの外、事業に關係無きを以て熱心を欠くの傾あり。

三、株式會社の被保險者は一定の保險料を支拂ふ外、何等の手續を要せざるも、相互會社の被保險者は社員總代、役員等を選擧し、場合により追徴金を支拂ふ等、煩累なる手續を要す。

四、保險に關する統計、數理等諸般技術大に發達して保險料の算定益精確を期し得る今日に在りては、此等技術の運轉を専門とする營業者をして、責任を分たしむるは社會分業上の一進歩と謂はざるべからず、故に相互組織の如きは學理上劣れるものと言ふべし。

以上述るが如く兩者互に優劣ありて、未だ何れを理想とも定め難く、單に被保險者の利益を主とするときは相互組織を推さざるべからずと雖も、之をして充分の成功を博せしめんには經營上至大の監督注意を要し、寧ろ政府若くは公共團體の直轄に歸せしむるを利とすべし、故に今後に於て最も望あるものは彼の混合保險組織にして、營業保險組織に於ける被保人に利益を配當し時宜により之に事業參與の權をも與ふるとにせば兩者の長短相補ふて餘あるべし。

第六章 海上保險業

第一節 海上保險業に要する術語

海上保險業上の術語

之を一の營業として見るときは海上保險業も金錢上の收支を基とする至りて單純なる營利行爲の一種に過ぎざるべし、然れ共少しく、斯業經營の實情を探るときは、其關する所頗る廣く且深く、營利以外種々なる學理經驗の補助を要するを發見すべく、就中其關係の密接なる者は法律、經濟統計其他海上の慣習等にして、保險契約の締結、保險者の責任、海損の分擔、損害の填補等に就ては法律及慣習の力に藉り、保險料の算定、海上災禍の性質、危險の程度等に關する研究に就ては經濟統計等の諸學に待たざるべからず、故に斯業經營の一斑を伺んとせば、勢ひ其歩を此等諸學の研鑽に俟たざるべからずと雖も、茲には唯此等が斯業に應用されたる結果殆んど通用の語となれる重要専門術語に付き、大體の説明を試んとす。

第一款 海上の災禍

海上の災

海上に諸種の災禍起りて不測の損害を航海中の船荷に及すの事實は即ち海上

禍

保險思想の由て起る所以にして、商法上の所謂航海に關する事故は吾人の所謂海上の災禍に該當するもの也。今保險學上此事故若くは災禍の重なるものを擧ぐれば、左の如し。(師村瀨氏海上保險に據る)

第一、全く不可抗力に歸因するもの

之を細分するときは(一)暴風雨、(二)破船、(三)坐礁、(四)膠砂、(五)衝突、(六)流水、(七)已むを得ざるに出たる航海又は航路の變更、(八)已むを得ざるに出たる船舶の變更、(九)已むを得ざるに出たる避難港への入港、(十)火災、(十一)爆發、(十二)投荷等となる。

第二、第三者の行爲に因るもの

第三者の行爲に因り衝突或は火災の厄に遭ひ、或は盜難に罹りたるが如き場合を謂ひ、盜難の危險は更に之を竊盜、強盜及海賊の三に區別するとを得べし。

第三、被保險者又は其代理人の行爲によるもの

例は船主たる被保險者が船舶の艤裝に十分の注意を怠り、或は代理人たる船長の怠慢により遭難を醸したる場合に於て、而かも此災禍は之を被保險者又は代理人が故意若くは重大なる過失により醸したる場合と、輕過失により生したる場合

を區別するを要し、我が國に於ては前の場合を以て保險業者の免責事項と見做せり。(商法六六七條)

第四、自然の消耗又は其物の性質若くは瑕疵によるもの

此種の事故による損害は保險者が擔保すべき限に非ず

第五、船員の行爲に因るもの

此種の災禍中最も普通なるものを船員の悪行となす、而して之より生ずる損害は特約ある場合の外、保險者に於て填補せざるを常とす。

第六、戦争又は官の處分に因るもの

船舶貨物が交戦國艦船の爲に、捕拿、撃沈、抑留等に遭ふが如き場合にして、此等の損害は特別の契約を爲さざれば保險者其責に任ぜず。

第二款 海上保險の目的たるべき利益

海上保險の目的たるべき利益

海上保險契約の目的たるべき所謂被保利益 Insurable interest 中重なるもの四あり、船舶積荷運賃及豫期利益之也。

第一、船舶 船舶を保險契約の目的とする場合に二あり、一は一定の期間を限りて、

之を保險する定期保險にして、他は一定の航路を限りて、之を保險する航路保險也、而して其目的物たる船體は勿論、汽罐、機械、帆具其他の附屬品をも、包含し、獨り航海中のみならず入渠中をも保險す。

第二、積荷 本邦一般の慣例によれば、左の如き例外を除きて一切の貨物は保險者の引受くる所也。

一、遭難の際直に投荷せらるゝ恐ある甲板積荷物、例は家畜、魚類等、

二、旅客手荷物、船員所持品等、價格の證明に困難なるもの、

三、荷造の不完全なるもの、

第三、運賃 船主又は備船者は豫期の運賃を保險に附し、萬一の遭難に際し、之を受取るに能はざるの不幸に備ふるあり、而して其保險金額は運賃總高及び之を保險に附するに付要せる保險料、手数料、其他の費用を包含せしむるを通常とす。
第四、豫期利益 販賣の目的を以て、航送せる貨物の豫期利益も、亦屢保險の目的に供せらる。

第三款 海損及び全損

海上諸般の災禍より生ずる損害は之を保險學上海損 Average 及び全損 Total loss の二種に分つ、後者は被保利益たる船舶又は積荷が全く滅失したる場合を謂ひ、前者は其損害被保利益の全部に及ばざる場合を謂ふ、而して海損は更に共同海損及び單獨海損の二に分つべし。

第一、共同海損 General average

商法第六百四十一條に據れば、船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしむる爲め、船舶又積荷に付き爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用は之を共同海損と稱す、故に共同海損の成立には少くとも左の條件を要す。

- (一) 船舶及び積荷に關し共同なる危険の存在せしと、其原因の暴風雨たるを、將た戰亂海賊たるを問はず、航行中に在る船舶及び積荷に對し、共同の危険來襲するに當りて、共同の安全若くは利益の爲め、臨機相當の處分を爲さざるべからず、此處分より生ずる損害は、即ち共同海損なりとす。
- (二) 右の危険を免るゝ爲め、船舶又は積荷を犠牲に供すると

所謂共同の安全若くは利益を目的とする處分として、投荷、帆檣の切斷、任意の坐

礁等、船舶又は積荷を犠牲に供するの事實無かるべからず。

- (三) 右の處分に船長の故意に出づると
- 船舶の司命權を握れる船長が危難を自覺し、之を免るゝの意思を以て故意に臨機の處分を爲すを要す。

- (四) 有益なる結果を收めたるを
- 如何に處分を施すも、船舶沈没して、凡ての利益が全滅するに及んでは後日海損を分擔せしむるに由無し、故に共同海損が有効に成立するには多少の好結果を收むるを要す。

更に具體的に共同海損を觀案するときは左の如き損害より成るを見る。

- (一) 投荷及び帆檣の切斷より生ずる損害 危機に際し沈没を免るゝが爲、積荷の一部を海中に投棄するを投荷 Jettison と謂ふ、帆檣の切斷又同一の目的を以て行はる。

- (三) 任意の坐礁 Voluntary stranding より生ずる損害 海上の危険を免れんが爲、故らに其近傍の淺瀬若くは海岸に乘上ぐるを任意の坐礁と言ふ。

- (三) 船中の火災消防より生ずる損害
(四) 救援救助の爲に生ずる損害

普通の意義によれば、救援とは船舶が已に痛しく破船し、若くは放棄せられたる場合に救出するを謂ひ、救助とは未だ損害を蒙らざるも將に破船の厄に陥らんとするが如き切迫せる危険の状態より救出するを謂ふ、而して此等の處分より生ずる損害は多くの場合に於て共同海損となるも、個々の場合に付き種々の紛争を生ずるを免れず。

- (五) 避難港に於ける諸費用及び損害
危険を避くる爲、任意或る港内に避難せる場合に生ずる損害也。

- (六) 積荷の一部又は船舶附屬品等を燃料として消費したるより生ずる損害

- (七) 敵船賊船等に與へたる償金、及び職務上死傷したる船員の弔祭料或は手當金

共同海損の重なるもの上に述ぶるが如しと雖も、而かも實際に就き之を見れば、之を判定すること頗る至難なる場合多ければ、其都度法律、慣習、鑑定等の力により精細なる調査を要するものとす、殊に此事に關し最も有力なる憑據は千八百九十

年の協定に成る、ヨークアントワープ共同海損規定 York-Antwerp Rule にして、保險證券若くは船荷證券中共同海損に關し斯規定に據る旨を記載するもの少からず。

顧ふに共同海損の制を設けたる所以は少數者の利益を犠牲に供して、多數者の利益を計りたる場合に其犠牲たる少數者の損害を等閑に附せず、之を全員に分擔せしむるの趣旨に出るものにして、固人間の徳義心に發源せる也、從て普通の場合に於ては損害を受けたる者が、直接之を負擔するを原則とするも、共同海損に於ては全く此原則を顧るとなし、即ち商法第六百四十二條は此海損の負擔割合を定めて曰く、共同海損は一之に因りて保存することを得たる船舶又は積荷の價格と(一)運送賃の半額と(二)共同海損たる損害の額との割合に應じて各利害關係人之を分擔すと、即ち共同海損は獨り之を蒙りたる者のみの負擔に歸すると無く、之により利益を蒙られる利害關係人は、皆自家の利益の割合に應じて分擔の責に任せざるべからず、而して各自關係者の利益價格は如何にして定むべきやと言ふに、船舶の價格は到達の地及び時に於ける價格とし、積荷は陸揚の地及び時に於ける價格を以てし、積荷に就ては其價格中より滅失の場合に於て支拂ふことを要せざる運賃

其他の費用を控除することを要す。(商法六四三條尤も茲に注意すべきは共同海損額非常に多く、其分擔高が各自の到着港に於ける現存利益高以上に登るときは、勿論其超過高を支拂ふを要せざるものとす。(六百四十四條)

單獨海損

第二單獨海損 Particular average

我商法は單獨海損の規定を省略せりと雖も、舊商法九百四十條は之を定義して、單獨海損は任意に非ずして生じ、又は船舶若くは積荷のみに生じたる喪失損害及び費用たり、此海損は各所有者各別に之を負擔することを要すとせり、故に實際上單獨海損は共同海損にあらざる一切の海損を包含するものにして、共同海損の見解如何により、其範圍に多少の伸縮を生ずべし。

全損

第三全損 Total loss

全損の何たるは已に述べたり、然るに保險の目的物が全く滅失せざるも其損害甚だしく、到底使用に堪えざるが如き状態に陥れるものは、之れを推定的全損 (Constructive total loss) として、全損と同一の取扱を爲すと英米諸國に行はる、我が國に於ては歐洲大陸の例に慣ひ、斯かる場合に被保險者委付權を行ふを得るものとす。(後

海上保險の種類

節參照)

第四款 海上保險契約の種類

海上保險契約の何たるに付きては、第三章に於て略之を説明したるのみならず、其保險者が引受くべき航海に關する事故並に損害の種類等も前款に述べたるを以て、今殊更に海上保險契約の定義を建設するの必要を認めず、唯少しく其種類を擧ぐれば左の如し。

第一、保險の目的の價格が確定せると否とによる類別

保險契約の際、其目的たる積荷の價格が判然せざるとき後日其判然するを待ち、保險契約者若くは被保險者より保險者に通知するの條件を以て、其當時假りに若干の推定的價格を以て保險料を計算し、保險契約を締結するもの之を豫定保險契約と謂ふ。例令ば本邦より倫敦に輸出する貨物に對し、倫敦の商人が彼地に於て此輸送品の價を豫定して保險に附するが如し、而して後日判明せる價格と豫定價格との差異より生ずる保險料の差違は後に至り差引を爲す者とす、右に反し最も普通の保險契約に在りては、保險價格豫め確定するを常とす、之を確定保險と稱す。

第二、船舶の確定せると否とによる區別

保險契約の際被保積荷を積載すべき船舶の確定せると否とにより、船名確定保險と船名未定保險との別あり。

第三、危險所在の異同による區別

一定の航海中に起るべき危險に對して保險に附するもの之を航路保險と謂ひ、一定の期間を定め其中に起るべき危險を負擔するもの之を定期保險と謂ふ。

第四、保險者と契約者との關係による區別

普通海上保險契約の外、當事者の關係如何により左の如き變體を生ずるとあり。

(一) 重複保險 Double insurance とは一旦保險に付したる目的を更に他の保險者をして重複に引受けしむるを謂ふ、而して此場合に於て最初の保險契約による保險金額が全く保險價格を填補するに足らざりしときのみ有効なりとす。

(二) 再保險 Re-insurance 第三章參照

(三) 共同保險 Co-insurance 二以上の保險者が同一の目的に付き、共同して保險を引受け、互に重複せざるを期す、英國ロイド組合に於て盛に行はる。

第五、損害填補に關する保險者の責任による區別

保險者は契約の際、填補すべき損害の種類を定めて其責任を明かにす、而して其填補の種類中重なるもの三あり。

(一) 單獨海損擔保 With average

或は分損擔保、特擔分損、或は單に分損と稱せらるゝものにして、共同海損及全損、其他救済、救助の費用は勿論、單獨海損をも擔保するの意にして、畢竟保險者が填補すべき一切の損害を引受くもの也、故に保險者は此種の契約に對し最高率の保險料を課す。

尙單獨海損に付きては最小責任額なるものを限定するの慣習ありて、此限定に満たざる損害は、保險者其擔保の責任を免るゝものとす、我商法によれば此限定は保險價格の百分の二なりとす。

(二) 單獨海損不擔保 Free from particular average

一に特擔分損不擔保と稱し、單獨海損以外の海損に對しては總て之を引受くるの契約也。但し單獨海損たるべき船舶の座礁、沈没、火災、衝突の場合に於ける損

害は、其額の多少に拘らず之を填補するの慣習内外一般に行る。

(三) 全損のみの擔保 Total loss only

之れ全損のみを引受け其他一切の海損を除外する契約也。

第五款 損害の填補

損害の填補は契約の結果、保險者が契約者に對して負ふ所の重大なる義務の一也。而して之に就き最も注意すべきは其填補すべき損害如何、及び填補すべき金額如何の二問題なりとす。

填補すべき損害は固より契約によりて定まるべしと雖も、其損害の原因が契約の趣旨に反し若くは海上に固有なる災禍以外の事情に基くものなるときは、損害の事實其物が契約中に明示せらるゝと否とを問はず、保險者の負擔に歸せざるを正則とすべし。故に保險者は此點に關する法制を研究して其事情を明かにせざるべからず。

填補すべき損害

我商法によれば左の如き損害に對して保險者は填補の責なし

一、保險者の責任が始まりたる後航海を變更したるとき其以後の事故に因りて生じた

る損害

二、被保險者が發航若しくは航海の繼續を怠たり、又は航路を變更し、其他著しく危険を變更若しくは増加したるときは其變更又は増加以後の事故に因りて生じたる損害

三、積荷に付き有する利益、又は積荷の到達に因りて得べき利益若しくは報酬を被保險利益と爲したる場合に、船舶の變更したるときは其變更以後の事故に因り生じたる損害

四、被保險利益の性質、若しくは瑕疵、又は自然の消耗に因りて生じたる損害

五、保險契約者又は被保險者の故意又は重大なる過失に因りて生じたる損害

六、船舶に付き有する利益又は運送貨として得べき利益を被保險利益と爲したる場合に於て、發航の當時安全に航海を爲すに必要な準備を爲さず、又は必要な書類を備へざるに因りて生じたる損害

七、積荷に付き有する利益、又は積荷の到達に因りて得べき利益若しくは報酬を被保險利益と爲したる場合に於て、備船者、荷送人又は荷受人の惡意又は重大なる過失に因りて生じたる損害

八、水先案内料、入港料、燈臺料、檢疫料、其他船舶又は積荷に付き航海の爲に生したる通常

の費用

九、共同海損に非ざる損害又は費用にして一定の額(百分の二を通常とす)を超えざると

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

きは其損害又は費用

十、此他當事者が海上保険契約を以て保険事故と爲さるることを定めたる事故に因る損害(以上志田博士商法論參照)

填補すべき損害

次に填補すべき金額を定むるに當りて知らざるべからざるの術語は保險價格、保險金額、損害額及填補額の四なりとす、

保險價額

保險價額とは保險の目的物の實價を謂ふものにして、之を算定する標準は船舶に付ては保險者の責任が始まる時に於ける價額を以てし、積荷に付ては其船積の地及び時に於ける其價額及び船積并に保險に關する費用を以て之に充つ。

保險金額

保險金額とは右の保險價格中實際保險に付したる部分を謂ふ者にして、常に保險價格に超過すると無く、萬一超過するときは其超過部分の契約は無効に歸す(商法三百八十六條然れども積荷保險の實際上、此兩者は常に一致するを見る。

損害額

損害額とは被保險事故により消滅又は減少したる被保險利益の價額を謂ふものにして、保險價額と同一の標準に依りて之を定むべきものとす。

填補額

填補額とは實際保險者が填補すべき金額にして、必ずしも損害額と同一ならず、其之に對する割合は保險金額の保險價額に對する割合と正確に一致するを以て、

後の二者が同額なるときは前の二者も同額なるべきも、彼等が異るときは同一の割合を以て此等も異ならざるを得ず。例へば千圓の保險價額に對して其十分の六なる六百圓を保險金額と定めたる時、五百圓の損害を醸さば填補額も亦十分の六なる三百圓にて定るが如し。

第六款 海上保險證券

海上保險證券

海上保險證券とは其證券の記載條項に従ひ、保險者が保險義務を履行するを約する書面にして、保險契約其物の證明書に非ず、左れば法律は種々の記載要項を嚴定して、其方式を指定し、一方に於て斯る方式に適ひる證券を發行するの義務を保險者に負はしめたり。我が商法は本證券振出の形式に付き何等の明文を具へざるも、記名式の外之を指圖式となして、裏書讓渡に便するは、毫も差支無き所なりとす。

海上保險證券に記載すべき事項は左の如し。

- 一、保險の目的
- 二、保險者の負擔したる危険
- 三、保險價格を定めたるときは其價格

四、保險金額

五、保險料及其支拂の方法

六、保險期間を定めたるときは其始期及び終期

七、保險契約者の氏名又は商號

八、保險契約の年月日

九、保險證券の作成地及び其作成の年月日

十、船舶の名稱、國籍并に種類、船長の氏名及發航港、到着港又は寄港すべきときは其

港名(船舶保險の場合)

十一、船舶の名稱、國籍并種類、船積港及陸揚港、積荷又は豫期利益保險の場合)

次に保險證券の種類を擧ぐるに、其契約の性質により、金額確定保險證券 Valued policy 豫定保險證券 Open policy 船名確定保險證券 Named policy 船名未定保險證券 Floating policy 等の各種あり。又夫々場合の必要に應すべく、種々變體の證券行はる、或種の豫定保險の際、普通の證券を出す迄假りに出し置く保險承諾狀 Covering note 單に輕便を旨として一時證券に代用する略式保險狀 Risk note 船荷證券と保險證券を合併せる如き赤荷證券の如き皆然り。

海上積荷保險證券										
船		自		寄航港	積換港	明治	年	月	日出帆	填補の種類
丸積		至								
被保險積荷ノ種類及名稱										
但保險料割合百圓ニ付										
保險金額										
一時拂										
此保險料金										
取結ヒタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアラハ本										
證券填補ノ種類及ヒ裏面各條項ノ定ムル處ニ從ヒ被保險者										
填補スヘシ後日ノ爲保險證券仍而如件										
殿										
當社ハ右積荷ニ對シ明治										
年										
月										
日										
海上保險株式會社										
保險契約者										
殿										

第二卷 商業學概論 第六章 海上保險

211

第七款 委付

委付

保険に付したる目的物の損害甚しく、殆んど全損に近き場合には被保険者は其目的に付き有せる一切の権利を保険者に譲與して保険金額の全部を請求することを得べし、之れ即ち委付 abandonment にして、被保険者の一権利に屬す。我商法は委付を行ひ得べき場合を左の如く定めたり。

- 一、船舶が沈没したるとき
- 二、船舶の行方が知れざるとき
- 三、船舶が修繕すると能ざるに至りたる時
- 四、船舶又は積荷が捕獲せられたるとき
- 五、船舶又は積荷が官の處分に依りて押收せられ六個月間解放せられざるとき

右は法定の場合に過ぎず、故に當事者は契約を爲す際可然取捨をなし得るは勿論也。

第八款 保険料

海上保険

海上保険料 Premium は海上保険契約の結果、契約者の義務として支拂はざるべ

料

からざる、料金にして、海上保険經營の基礎を爲すものとす。故に其率や保險者が擔保せる被保物中より生ずる損害を填補し、營業費を支辨し、更に多少の収益を當業者に剩すに足るの點に於て決定せらるゝを要す。従て精確に之を算定せんとせば、海上の危険に付き、綿密なる統計を造り、各種危険に就ても、充分信憑すべき精細なる資料と事情とを参照して、毫も違算なきを期せざるべからず、然るに斯る算出は事實上頗る困難にして、當今内外斯業者の實際を見るも、其數百年來の歴史的沿革を有するにも拘らず、皆唯所謂經驗上より之を割出すのみにして、毫も數學若くは統計を基礎とするものあるを聞かず。而かも此經驗より算出せる實際の保険料は大體に於て常に肯綮に當り、無意識的に、眞理を發きつゝあるのみならず、需要供給の關係により、物價と殆んど同様に上下高低しつゝあるを見る也。

思ふに海上の危険は頗る不規則に起るを以て、其之を精確に統計するが如きは到底不可能の事に屬す、今其然る所以を尋るに左の如し。

第一、危険の程度は場所を異にするにより、非常の差違を生ず。

海上の危険に至大の關係ある暗礁、潮流、氣候、氣壓、乾濕、港灣の形狀等の諸事情が

場所により同一ならざるは、地理上明かなる事實にして、甲の航路に於ける危険が、乙の航路に於けるものと全く性質を異にするも、亦當然の結果のみ。されば生命保険の基礎たる人類の死亡率が、同一國民間に在りては、否或る程度まで異人類間に於ても、何れの所に於ても殆んど同様の割合を示すに反し、海上危険の統計は異りたる航路間に於ては、何等の價值をも有せざるべし。

第二、危険の程度は時を異にするにより、非常の差違を生ず。

海上の危険は時と共に變化して止まず。概して之を謂へば文明の進歩と共に、各種海事的技術の進歩を促し、其發生の度日に日に輕減せらるゝ傾向を有す、即ち燈臺の設置、造船、航海術の進歩等は、皆此傾向を助くるの重因にして、爲に今日非常の危険を孕める海洋も、明日は安穩なる航路たるに至らん、之を彼の數十年若くは數百年に亘り同一歩合を保てる人の命數に比すれば、其統計の價值雲泥の差なき能はず。即ち之は過去數十年に亘りて變ぜざるが故に直に未來數十年の指針となして大なる誤謬無きを得んも、彼は年毎に變ずるを以て、過去の統計は變化多き未來に對して何等の意味無し。

第三、危険の程度は同一の時同一の場所に於ても、尙種々の差違を生ずるの事情多し。

即ち航路を一にし時を一にせる船荷に對する危険の事情は又種々の事由により同一なる能ず。即ち船舶の構造新舊、速力、積荷の性質、積込の方法、船長以下般員の技術、其他諸種の事情異なるに従ひ、危険の程度同一ならず、故に此等より生ずる各種の危険を統計して直に其航路の不動なる指針となすとは到底失當の誹を免れ難し。

以上述ぶるが如く海上保険に於ては危険の統計を基礎とし、數理的に保険料を算出するの餘地甚だ少し。然れども此種の統計は絶對的に不必要に非ず、保險者の爲間接に有益の參考を供するは勿論の事なりとす。

保険料の唱方は英國に於ては、保險價格百磅に對する割合を以てし、之を何パーセントと謂ひ、我國にては百圓に付何程と定む。

第二節 海上保險業の經營

海上保險
の手續

第一款 海上保險の手續

海上保險契約が締結されてより、消滅に歸する迄に經過する重要なる手續を略記すれば左の如し。

第一、海上保險の申込

海外に在りては海上保險周施人 Insurance broker の制發達して、保險者と契約者との媒介に便すると大なりと雖も、我國には未だ此制備はらず、保險の申込は凡て依頼者と保險者との直接交渉に委せらる。即ち依頼者は保險會社若くは其代理店に付き、豫め備へ付けある保險申込書 Application note に必要の事項を記入し、署名捺印の上差出すべし。而かも其記載事項は後に成立すべき契約の基礎を爲すものなれば、其記入は凡て慎重の注意を要するのみならず、力めて眞實を告ぐへし、若し虚偽の申立をなせば契約無効に歸すべし。特に填補の種類、船中の危險擔保を希望するの有無等の明示は、一層緊要にして、其の他保險證券の法定事項たるべき被保物、保險價額及金額、船舶、當事者氏名年月日等、皆明晰の表示を要す、尤も現今東京大阪等に於ける斯業の實際に就て見るに、何れも保險者より勸誘者を派して、顧

客を歴訪し、保險事項を一々手帳に控へ取り、申込書に代用するととなれり。

第二、被保物件の検査

保險者申込書に接するとき、其積荷の場合に於ては即座に其適否を判して諾否を與ふべきも、船舶の場合に於ては通常其指定したる検査員の検査を待ちて之を決す。

第三、保険料の支拂

保險者申込に應じて契約するとき、即座に保險料を計算して之を請求すべし、然れども實際上即時拂の行ふは甚だ稀にして、多くは月末其他豫め約定せる期間により、一括して之を支拂へ、若くは船舶保險の如き數回に分ちて之を支拂ふの慣習あり。

現今我國に於ける積荷保險料は、一切正味を以て唱ふるも、従前に在りては何掛け、若くは何割引と稱し、所定率に多少の減額を行ふの慣習ありき、之を現場戻しと唱ふ、又年末に及び拂込保險料の多少により顧客に對し五分乃至一割五分の割戻を許すとあり之を期末戻しと謂ふ。

第四、海上保險證券の交付

保険料の支拂と同時に保険者は保險證券を交付す。(尤も保険料後拂の場合此限りにあらず)而して其交付の員數は契約者の希望に依りて數枚に上るあるも、其場合には一通を正本となし他は皆副狀となすべし。

第五、遭難手續

被保物件遭難したるときは、契約者は直に其旨を保險者に通知せざるべからず、而して其後に於ける手續は場合と目的物とにより固より同一ならざるも、其荷積の遭難に際し、海損を被りたる儘到着港に着したるときは荷受人は之を受取り、手入を爲すに先立ち、保險者又は其代人に通知して其被りたる損害の程度に付き、認定を請け、後日の紛議を避くるとに注意せざるべからず。而して此損害の算定は被保險者と保險者と立會の上決定すべきものなるが、時に算定價額に付衝突なき能はず、此衝突を避くるが爲に海外に在りては専門の鑑定家 *surveyer* に一切を任せ、雖も、我が國にては多く示談にて済すととなり居れり。又共同海損の計算、共同海損、單獨海損の判定等は夫々専門の技術に待たざるべからず。

業務の分擔

第二款 事務の分擔

海上保險業の經營を便ならしむる業務分擔の方法は各社の便宜に任せて區々一定する所無し、今某會社の規に従へば左の如き係別を爲せり。

全業務を分ちて營業課及庶務課の二とす。

營業課は左の諸係より成る

一、貨物保險係 積荷の保險事務を司る

二、船體保險係 船體の保險事務を司る

右二係は共に再保險をも司る

三、辨償係 保險金填補に關する事務を司る

四、外勤係 契約の勸誘を司る

五、代理店係 内外代理店との一切の交渉を司る

六、往復係 營業に關する文書の往復を司る

庶務課は左の諸係より成る。

一、會計係

- 二、庶務係
- 三、往復係

第三節 海上保險業の會計

第一款 資産及負債

海上保險業の會計

斯業の負債勘定に屬するもの、中重要なるもの資本積立金、支拂備金及責任準備金の四あり。

(一) 資本金 保險業の資本金最低限は十萬圓にして、又普通株式會社に於て禁止せらるる拂込完済以前の増資を爲し得る特典を有す(保險業法二十條)るを以て、斯業の資本金は原則上普通の商工業に比し多額に上り得るの傾あり。蓋し斯業の性質上、自ら直接資金を利用するの要無きも、其制固信用の上に立つを以て、世人の安心を繋ぎ、當業者の誠實なる利害心と勉強心を促起するか爲、特に資本金の増大を奨励するの必要あれば也。現今我が國に於ける當業の資本高を擧ぐれば左の如し。

	資本金	拂込高
東京海上保險會社	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇
帝國海上保險會社	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
日本海上保險會社	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇

(二) 積立金 毎年利益金中より法定の割合を積立るものにて特に記載すべき程のとなし。

(三) 支拂備金 保險業法施行規則第十四條により積立てざるべからざる準備金にして左の二種より成る。

一、事業年度に於て保險金額又は拂戻金の支拂を爲すべき場合に於て未だ其支拂を爲さざるときは其金額

二、事業年度に於て生じたる事故の爲めに保險金額又は拂戻金の支拂を爲すことありと認むるときは其支拂を爲すに相當なる金額

(四) 責任準備金 之れ未經過其他の理由により、未だ正當なる収益と見做すべからざる收入保險料を未決算勘定として、後日に繰越す所の方法也。而して其算定

は保險政策上、頗る重大の注意を要し、今我が保險業法施行規則十八條乃至二十條に依れば、該準備金は少くとも左の如き分子を最低限として構成せらる。

一、危險の發生せざる場合に於て、保險料の全部又は一部の拂戻を爲すべき契約を爲すときは、特に先づ其爲に事業年度に収入したる保險料中より控除し置くべき相當額

二、事業年度の中に収入せる保險料、再保險者に支拂ひたる保險料を控除す中より其年度に於て保險料を収入したる契約の爲に支拂ひたる保險金額、再保險者より得たる保險金額を控除す、其契約の爲に積立つべき支拂備金及其年度の營業費を控除したる殘高

但し第一號の高を控除したる後に右の計算を爲すと

三、未經過期間に對して不足を告ぐるときは、臨時充當せしむべき増加額
故に或る年度内の収入保險料は次年度に至らざれば、決算するを得ず。

次に斯業の資産を検するに銀行預金、有價證券、貸付金、現金等の如き所謂流動資本の形態を有するもの多く、土地建物の如き固定資本は實に僅少額に止るを見る

蓋し保險事業は直接貨物を生産すると無きを以て、特種の生産的設備を爲すの要無く、唯消極的に損害を填補する爲相當の資金を準備し置けば即ち事足るべきに
より、其資産は必要に應じ、容易に現金に變し得るが如き形態を有せしむれば充分也。殊に損害の填補は主として収入保險料を以て支辨し得べく、彼の資本金及積立金の如きは萬一の必要に應ずる一種の保證に過ぎざれば、唯安全確實なる方法を以て之を利殖保存するの策を講ずべきのみ。左ればとて保險業は固有の金融機關にあらざれば、機敏なる金融界に處して一圖に甘味ある投資の策に汲々して、他事一切を等閑に附すべからず。要は安全確實なる方法により、相當の利殖を計るべきのみ。保險業法施行規則第九條は斯業財産の利用に關し制限を加へ、左に掲げたる方法に付きては各財産の五分の一を超ゆべからずとせり。

- 一、無擔保貸付を爲すこと
- 二、同一人に貸付又は預金を爲し又は同一人を保證人として貸付を爲すこと
- 三、同一會社の株券若くは債券を取得し又は之を擔保として貸付を爲すこと
- 四、同一物件を取得し又は之を擔保として貸付を爲すこと

前項第二號及び第三號に掲げたる方法に依りて利用したる金額は之を通算す

第二款 損益

海上保險業の利益の筆頭は疑も無く保險料なりとす。之に次ぐものを資本收益金とし、其他再保險金額受取高、委付物代金等重なるもの也。

而して其損失に屬するもの、中第一位を占むるものは疑も無く拂渡保險金にして、此他給料及び其他の社費、再保險料、代理店費、割戻及周旋料、救助助費、諸税等重なるもの也。

第七章 火災保險業

第一節 火災保險の目的及び保險者の

擔保すべき損害

火災保險の目的

火災保險に附すべき目的物は左の如し

第一、不動産的目的 營業所、住宅、工場、倉庫其他の造營物を謂ふ、尤も危險多き家屋、例へば劇場、燐寸製造場の如きは、保險者に於て之を忌避する傾あり。故に此等

の所有者は相互保險を行ふ場合し。

第二、動產的目的 建物中に存在する動產、即ち商品、器具、機械、什器、原料、收獲物、製品等は又火災保險の目的物となる。尤も有價證券、貨幣の如き貴重品及び特に危險性に富める物は往々除外せらる。

以上は通例の場合に於ける目的物なれども、此外歐米諸國に於ては家屋の借家料、及び商品の見積利益をも、保險に附するとありと謂ふ。

負擔すべき損害

次に保險者の負擔すべき損害は左の如し。

第一次の二個の場合を除き其原因の如何を問はず、火災より生ぜる一切の損害、商法四百十九條

(一) 豫め特約を爲さざる場合に、戰爭其他の變亂により生じたる火災(三百九十五條) 但し其他の變亂とは一撥、地震の如きを謂ふものとす。

(二) 保險の目的の性質、若くは瑕疵、其自然の消耗又は保險契約者、若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる火災(三百九十六條)

第二、消防又は避難に必要な處分に因り保險の目的に付き生じたる損害(四百二

十條

第二節 火災保險料

今火災保險料が如何に決定せらるゝやを述ぶるに當りて、想起するは前に吾人が海上保險料率の制定に統計と數學を應用するの餘地少しと謂ひたるとなり。火災保險に於ける統計及數學應用の範圍は海上保險の如く狹隘なるものに非ずと雖も、之を生命保險に比すれば統計蒐集の困難甚だしく、且危險及損害の發生至りて不規則なるが故に、數理を以て精確に保險料を算定すると生命保險の如き程度迄進歩せず、斯界の専門家英人ヤング氏曰く、生命保險に比し火災保險料金算定の困難なる事情多々あるべきも一生命保險に於ては所謂全部損害のみを存するに拘らず、火災保險に在りては多くの一部損害を有すると、(二)所謂無形的危險の多きと(被保人の性質習慣如何より生ずる危險(三)被保物附近の事情により支配さるゝの甚しきと等は重なるものなりと、蓋し火災保險料を決定するに當り、其要素の一部を爲すべき營業費を暫らく算外に措くときは、少くとも左の如き要素を考慮

火災保險料決定の要素

せざるべからず。

第一、靜的要素 一國、一地方、若くは一國、一地方の一職業を單位として、之に對する保險料の基礎を定むるには少くとも左の二の要素に據らざるべからず。

(一)火災の豫定 Probabilitz of fire 或時期中或一定數即ち百軒若くは千軒の家屋中實際火災に罹るべき數を豫定すると也。

(二)火災より生ずべき豫定損害 Probable damage of fire 實地火災により受けたる損害高を精確に豫定すること也。

右の二者は勢ひ確實なる火災の統計により之を算定するを要す。而かも此等の統計を得るの困難なる、從來政府の施設も實際大なる効益を與ふると無くして止みし程にて、現今保險業者共同して之を調査蒐集しつゝあるが如し、彼千八百六十七年米國五十七會社の聯合に於る火災保險業者大會の事業の如きは最も有名なるもの也。

第二、動的要素、右の如くして保險料の大體の基礎を算定したる以上、危險の程度により相當の加除鹽梅を施し、等級により料金の差別を附せざるべからず、之に付き

ては少くとも左の如き要素を考慮せざるべからず。

- (一) 建物の構造によりて次第すれば、a、石造煉瓦造又土藏等、b、前者中構造稍劣れるもの、と木造(但し瓦葺と鱗葺とあり)に分るべし。
 - (二) 外部の事情により、a、類焼の危険無き所、b、類焼の少き所、c、類焼の恐ある所等に分つべし。
 - (三) 職業により、a、危険少きもの、b、危険の輕きもの、c、危険の重きもの、p、非常に危険重きもの等に分つべし。
 - (四) 家屋内部の危険、即ち(一)點燈(二)暖爐(三)一般の秩序(四)住居者性質如何其他の事情により種々の差等を生ずべし。
- 而して之を算定する方法種々あらんも、英國に於ては概して左の二方法によると謂ふ。

第一法 某々保險業の統計によるに倫敦市及其附近に於て麵麩製造業者 Baking-trader 間に於ける一ヶ年の火災を一〇〇とすれば其中全焼半焼等被害の程度は左の如しと謂ふ。但し便宜上凡て一軒の家屋價額を百磅と見積る。

3½軒 × £100	……………	全焼の一焼
25軒 × £25	……………	四分の一焼
71½軒 × £10	……………	十分の一焼
£1,674.7	……………	火災百件の總損害額

然るに又統計によれば火災の豫定は一萬軒に對する七十五軒の割合なりと謂ふ。故に每一萬軒中に起り得べき總損害額は $\frac{£1,674.7}{100} \times 75 = £1,256$ なるを以て、之を壹萬分したる $\frac{£1,256}{10,000} = 2^{-4} - 6^2$ 即二志六片は此壹萬軒が保險に加入したる場合に其毎軒が支拂ふべき最小保險料額なりとす。故に之に營業費及利益を附加して、麵麩業者の保險料を算出するを得べしと雖も、之れ大體の基礎なれば、種々の動的要素を加味せざるべからざるは論なし。

第二法 前と等しく麵麩製造業を取るに其火災の原因を尋ね左の三種より成ることを發見せり。

- 壹割は 過度の熱火より
- 五割は 其他職業上の過失より
- 四割は 職業に關係無く唯當業者の住宅より發生す

然るに此場合に於て普通住宅の保険料は前以て 1% per cent (per £100) と決定しありと假定し、且其 1.02^x 中 0.5% は純危険負擔料 0.5% は營業費用割當額とするときは。

$$40:100 = 9^x : x = 1^x / 11^x$$

なる比例により當業者の純危険負擔保險料を算出し得べし。而して之に一般營業負擔割當額を加るときは $1.02 + 0.5\%$ の如く、當業の保險料二志八片を得べし、而して之も亦個々特別の事情により多少の加減を要す。

第八章 生命保險業

第一節 生命保險の語義及び種類

生命保險 (Lebensversicherung) に廣狹二義あり、廣義に於ける生命保險とは物件に對する物件保險と同様に、人體に關する一切の危険を負擔する凡ての保險組織を指し、狹義の生命保險は勿論疾病保險、奇災保險、徵兵保險等を包含す。而して狹義の生命保險とは單に人類の死亡生存を條件とする保險組織を謂ふ。

狹義の生命保險

茲に所謂生命保險業とは即ち狹義に於ける保險事業を以て營業の目的と爲すもの也。今生命保險の重なる種類を擧ぐれば左の如し。

第一、生存保險と死亡保險

生存保險とは被保險者契約に定めたる一定の年齢迄無事生存し得たるときに保險金の拂渡を受くるものにして、例へば二十歳受取結婚資保險、五拾歳受取長壽保險と云ふが如し、死亡保險とは死亡發生次第保險金の拂渡を爲す最も普通の方法を謂ひ、終身保險、定期保險の如き分科あり、又通例養老保險と稱するものは、生存保險と死亡保險を混同したる組織にして、一定の年齢に達せるときは勿論、其前に死亡したるときにても保險金の支拂を受くる方法なりとす。

第二、終身保險と定期保險

終身保險とは被保險者の終生間に亘りて發生し得べき死亡を保險するものにして、定期保險とは契約期間を一定の年月間に限り其間に死亡したる場合にのみ責任を負ふ所の方法也。

第三、定額保險と年金保險

之れ保險金拂渡の方法を標準として區別せるものにして、定額保險とは保險金を一纏として、一回に拂渡す所の方法を謂ひ、年金保險とは年々少額宛濟し崩しに拂渡す方法を謂ふ。

第四、一人保險と數人保險

被保險者の數一なると二以上なるとによりて、一人保險と數人保險の別あり、前者は我國に行はるゝ普通の方法にして、後者は或は親子、或は夫妻、或は組合員等、相携へて保險に加入し、其中の何れか一人が死亡したるときは他人に於て保險金の支拂を受くるが如し、英國の組合員保險の如きは其著しき一例なれども未だ我國に行はれず。

第二節 生命保險に關する技術

現今生命保險に關する技術頗る進歩し、殊に其基礎たる保險料の算定の如き、統計と數理とを遺憾無く應用して最も精確を期し得るの程度に達し、而かも之に關する技術は保險事業の經營其物より全然分離したる一個の専門を形成するに至

生命保險
技術

りぬ、此他特に斯業に固有なる技術として該保險業の會計、被保險者の身體選擇、代理店の經理等各至大の注意を要するものあり。然れども茲に此等に付き詳述し能はざるは著者の遺憾とする所なりとす。

第一、生命保險料

生命保險料は保險經營上之を二種に分つを便とす、一を營業保險料とし、他を純保險料とす、前者は保險業者が直接保險契約者より請求する料金にして、實際の損害填補豫定割當額の外、自家業務の報酬即ち營業利益をも算入したるもの也。然るに後者は單に保險の學理的技術に基き、算定せる純粹なる填補豫定割當額を謂ふ、而して此兩者の差違は即ち附加保險料と稱するものにして、其割合は場合により一ならざるも、通例純保險料の二割乃至四割の間にある、營業者の利益の外、經營費用を見積りたるもの也。

純保險料の算出が一種の専門的技術に屬するは已に謂ふが如く、殊に死亡統計「プロバビリテ」金利計算等、諸種の基礎的要素の蒐集、攻究は最も忽にすべからざる所にして、此等により(一)死亡生殘表、(二)豫定利率を調製せざるべからず、死亡生殘

表は人類の死亡又は生存の豫定數を年齢別に表示するものにして、其現今斯界の憑據となれるもの少からずと雖も、ハレー「ドバルソ」英國十七生命保險會社の實験表及び我國藤澤博士の表等最も有名なりとす。次に豫定利率を説明せんに、保險者の收得したる保險料は安全確實なる方法を以て相當の利殖を爲すが故に、豫め之を想定して保險料の算出に加除鹽梅を試みざるべからざるより、現今并に將來の金融事情重利計算、年金制度等種々の事情を参照して、一定の標準利率表を造らざるべからず、而して之や前述の死亡生殘表と相待ちて、保險料率を構造するの要素となる也。

第二、身體選擇

死亡保險を目的とする保險業者が被保人を募集するに當りては、必ずや其身體を鑑別撰擢すべく、無條件にて加入を許すべからず、而して其之を要する理由を尋ぬるに略左の二に歸するを得べし。

(一) 身體虛弱にして早死の明白なる者を加入するは不公平也。

蓋し死亡保險は長命者の餘財を移して、夭死者の遺族に與へ、以て偶然なる人類

の幸不幸を調和する社會的美制なれども、單に外形より見るときは或る者は對價なくして不時の收入を得、或る者は長年月間不引合なる出金を強いらるゝ等、大なる金錢的不公平を生ずと云ふべく、唯々社會上止むを得ざればこそ之を忍ぶべき次第なれば、保險者は常に公平無私の主義を守り、夭死の虞重大なる者を拒絶して、一般被保險者の負擔を輕からしむるに力めざるべからず。

(二) 保險經濟上の必要より止むを得ざるものあり。

現時の保險料は社會全般の死亡統計を基とし、若しくは比較的強壯者のみを加へせる保險會社の經驗を基とせるが故に、加入を被保人の自由に任ずるときは、死を恐れざる強壯者よりも、之を恐るゝ虛弱者の多く浸入し來りて、死亡は豫定を超過し、收支償はざる境に陥るべし。

而して現今身體選擇の方法に二種あり、第一は被保險者自身の撰擇に委する方法にして、健康の保證と停止期間の設定に依りて、病弱者の加入を豫防す。健康の保證とは被保險者をして自己の無病健全なることを證言せしめ、其虛欺なる場合には契約を無効たらしむるを謂ひ、停止期間の設定とは契約後壹年以内若しくは二年

以内に死亡したる者に保険金を支拂はざるが如き條件を以て契約を結ぶを言ふ。此等の方法は至りて簡略なりと雖も、充分確實ならざるを以て、未だ一般に採用せらるゝに至らず。第二は醫師をして相手方の身體を診査せしむる普通の方法にして、或は普通の開業醫に之を囑托するあり、或は専務の醫師を常置するあり、會社の經濟と利害とにより一ならず、而して此場合に於ても單に相手方の身體に付き現在の情況のみにより診査するを以て足れりとせず、遺傳、傳染、病歴、職業、住所、生活の状態及嗜好習慣等をも參照すべきものなり。

商業學概論終

明治三十九年六月五日印刷
 明治三十九年六月十五日發行

商業學概論與付

(定價金壹圓貳拾錢)

著者 内池廉吉

發行者 森山章之丞

東京市神田區表神保町二番地

印刷者 青木弘

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地



不許

複製

發兌

東京市神田區表神保町
 電話本局千五百三十九番

同文館

大賣捌

備後町

寶文館

東京早稲田

同文館支店

東京神田

東京堂

法學博士男爵 田尻稻次郎先生著

訂正増補 財政と金融

上製全一冊
定價金二圓八拾錢
郵税金十五錢

法學博士田尻先生は日本第一流の財政學者なり本書は博士が會計検査院に在りて實地研究の餘にたりたるものなれば、學理に配するに實際を以てし、日本現代の財政と金融との組織及び關係を説き盡して餘蘊なし、蓋し稀代の名著なり、されば初めて本書を出版して以來、好評嘖々、法科大學、高等商業學校、早稻田大學、専修學校、臺灣協會學校等の教科用書となれるを始め、政治家、實業家、官吏、學生何れも一本を座右に備へざるなし、今や其の第十一版を新刊するに際して復た訂正増補せられたり、朝野上下、戦後の財政に頭を悩ましつゝある今日、本書は蓋し其燈明臺羅針盤たるものならむ。

内閣法制局參事官 法學士 小林丑三郎先生著

比較財政學

上製全二冊
定價金五圓
小包料金十五錢

本書は著者が多年の研究と該博の資料とを基礎とし理論・沿革・制度及統計により歐米各國の財政を比較し本邦の財政を論評したる二千頁の大著なり
本書は實に財政に關する理論・沿革・現制及び統計の大字典にして官人政客の爲めには論評建築の大寶庫となり、財政の實務家及學者の爲めには今後中外に起るべき變化の財政事實を積記すべき備忘臺録となり、若し夫れ實業家に採りては各國財政事情に應じて産業の方針を定むべき完全の羅針盤たるべきを疑はず何人も座右に缺くべからざるものは此大字典なり

明治大學商科講師 商業學士 坂本陶一先生著

商業通論

上製全一冊
定價金一圓八十錢
郵税金十五錢

商業學は將に經濟學より分離して獨立科學たらんとする運命を有するもの唯り系統を明かにして學理を究むるもの未だ甚だ少なきが故尙ほ其の論争を世に絶たざるのみ近時商業教育の發達と共に斯學の研究亦た長足の進歩を致したるは疑ふべからず唯に説いて肯綮に中れる書の殆んど皆無なるは學徒の久しく遺憾とする所本書は明治大學商科其他に於て講演したる所に基き斯學全般に亘りて叙説したるもの立論精確行文平明近時稀に見るの良書たり以て從來の缺陷を補ふに餘あらん敢て學徒の一讀を薦むる所以なり

水島鐵也先生関
高橋邦次郎先生著

實踐 商業要義

上製全一冊
定價金九十錢
郵税金十錢

商業學士
阪本陶一先生著

訂正 商業綱要

上製全一冊
定價金八十錢
郵税金十錢

神戸高等商業教授
内池廉吉先生解説

フォルメンタル 商業通論

上製全一冊
定價金八十錢
郵税金八錢

慶應義塾大學教授 氣賀勘重先生解説

フキリツボ
ウイツチ氏

經濟原論

上製全一冊
定價金一圓八十錢
小包料金十五錢

『大阪毎日新聞』評 此書は世界經濟叢書の一として東京同文館より出版したるものなるが其原書は維也納大學の教授フキリツボウキツチ氏の著に係る經濟原論にして英國派の舊經濟學にあらず又獨逸の歸納演繹との間に彷徨せる學說派にもあらず別には等學派の域を抜ける最新の經濟學を説けるもの是なり原書の該博精透なるはいふ迄もなく解説文亦明暢快道、吾人は最新の經濟を窺はんとする人々の爲本書を推薦するに躊躇せざるなり

慶應義塾大學教授 氣賀勘重先生解説

フキリツボ
ウイツチ氏

經濟政策

洋裝全二冊
定價各一冊金八十錢
郵稅各金十錢

本書收むる所は世間一般の學者の所謂農業政策及工業政策に關する全部の問題と對外商業政策の一般の問題とを總括論究するものなり。立論簡約明瞭にして然かも疎に失せず斯學の綱領を説明して遺漏なし解説文復明快流暢毫も滯滯なく讀下一番直に其意義を明にするを得べし

東京高等商業學校教授 瀧本美夫先生解説

財政學

上製全一冊
定價金一圓八十錢
小包料金十五錢

ワグナー氏風國家社會主義を唱對し現存の社會の秩序を維持しながら下流人民之利益を十分に圖り一般社會主義を唱ふるもの、理想たる富の平均を獲かなる仕方により實現せんことを論議せられ一時天下を風靡するの概あり獨逸の財政上一般政治上にも其主張の行はれたること少からず實に同氏は經濟學者として「シュモラー」と其名を均しふするの何人も知逸の所なれども固と法學者なるか故に國家行政法學等に精通して隨て經濟中にて國家と最も深き關係ある部分たる財政學を著はし其最も得意の部分とす故に法學者なるか故に國家行政法學を完成するの豫備として其根本思想を明かにせんが爲に財政學と云へば直にワグナー又主力を聯想し財政史に注ぎ財政學第五冊著者は筆中に在りさればワグナー氏の財政學は實に斯學空前の明かにせんが爲に財政學と云へば直にワグナー又主力を聯想し財政史に注ぎ財政學第五冊著者は又直ちに財政學を聯想す瀧本美夫先生は獨逸に遊びワグナー博士指導の下に財政學の研究を積まれたること久し今や其蘊蓄せる學殖を以て本書を解説せらる其の真好なるを以て察すべし

法學士 河上肇先生解説

經濟學原論

洋裝全二冊
定價各金八十錢
郵稅各金十錢

博士ワグナー教授は嘗に獨乙に於ける斯界の泰斗たるのみならず實に世界に於ける經濟學上の一大オノンリテ一たり、殊に本書は博士が最も力を用ひたる處にして、一たび之を繙かば、もろく經濟上の根本觀念に對する博士の詳細なる意見を窺ふことを得べし、しかれども其の文章平易ならざるが爲め久しく一般學生の愛讀書たるに至らざりしが、今や本館河上學士に請ふて其の解説を公刊するに至りたり、苟くも經濟學に志すものは、必ず一本を座右に具へざるべからず

法學博士 福田德三先生編纂
經濟學經濟史論叢

商業學士 著者 右左田喜一郎先生

第二冊
信用券貨幣論

全冊定價十六錢郵稅八錢

- (容内の書本)
- ◎ 信用券は所謂貨幣の代用たるのみ、自ら獨立して貨幣の職分を全ふするをこと能はざるか
 - ◎ 從來の學説は致へて曰く「貨幣は夫れ自ら價值を有する物ならざる可らず」と
 - ◎ 曰く「信用券は此條件を具備せず、故に貨幣職分の一部を盡し得るのみ」と
 - ◎ 此説は果して正當なりや、否や
 - ◎ 抑も貨幣が國民經濟上盡すべきの「職分」とは何ぞや——信用券は此職分と如何なる交渉を有するか——是れ市價論の根本問題なり
 - ◎ 此根本問題の正當なる解決を得んには、先づ貨幣の實體價值と官能價值とを研究せざるべからず
 - ◎ 此等の諸點を詳論して信用券の貨幣的解釋に關する前人未到の見地を立てたるもの即ち本書なり

商業學士 著者 坂西由藏先生

第一冊
企業論

全冊定價十六錢郵稅八錢

- (容内の書本)
- 第一編總論 (一般の研究) 第一章企業に關する科學的研究並に其範圍、第二章企業の觀念、第三章企業者、第四章企業の經濟的並に心理的基礎、第五章企業及
 - 第二編本論 (歷史的研究) 第一章企業の成立點としての經營形態の種類、第二章家族、家族經濟並に家族經營、第三章勞働團體及び其發達、第三章農業的企業の發達、第四章
 - 第三編結論 (以上を綜合) 第一章國民經濟の機關としての企業の職分並に其他の機關との關係、第二章企業と階級制度、社會並に是が解決の曙光、第三章企業所得を論ず、第四章企業の現在
- 附錄 ヲエブレン氏の企業論
及將來

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著

最新 貨幣論

上製全一冊
定價金壹圓
郵稅金十錢

時事新報評 本書は慶應義塾大學部教授堀江歸一氏が去る三十二年來國留學中に立案起稿し其後英國兩國に轉國したる際、斯道専門の諸大家に就て一々研究したる上、改訂補正したるものにして其内容は貨幣の概念、鑄造、流通法及び其價格本位に關する學說並に政策本位制度の立案、金銀の産出、比較の關係、列國貨幣制度の概要、國際共通貨幣、本邦貨幣制度等を學理、政策、歴史の三方面より觀察し實際問題に適應して最も親切に解釋記述したるものなり然かも文章輕快明晰にして斯る種類の著書概ね免かる能はざる乾澁の字句なきを以て何人にも通讀し易し荷も經濟上最も複雑なる貨幣問題の最新と現状とを知らんと欲するの士は必ず一本を座右に備く置くべきものなり

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著

最新 銀行論

上製全一冊
定價金一圓二十錢
郵稅金十錢

〔一〕著者海外留學中稿を起し、親しく、歐米諸大家の意見を質し、有数の圖書館にて材料を蒐集し
〔二〕從來此類の著書が理論に偏するに反し本書は理論、政策、歴史の三方面より各種の問題を論究し
〔三〕歐米諸國制度、并に實際の運用を明にし
〔四〕我國の貨幣、銀行制度を研究し之に關する諸問題に就て意見を述べ翻譯的著作と選を異にし著者多年の苦心に成りたる最新研究の著書なり學者實業者の必讀を要す

41281
く

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著

國際商業政策

上製全一冊
定價金一圓六十錢
小包料金十五錢

本書は著者數年來の苦心に成り筆を外國貿易の概念に起して自由保護貿易政策の得失、關稅法、關稅制度其他外國貿易に關する諸設備、機關等全般の問題を研究し我現行通商條約、關稅法規の缺點を指摘して將來の改正に及び英、獨、米、佛諸國商業政策の沿革并に現下の問題を論じて一讀、能く世界經濟の大勢を明ならしむ立論雄大、考證該博、敘事周密、經濟政策上の大問題を論斷して遺憾なし、今や通商條約は有効期限の一半を経過し條約改正の時期亦近つかんとす、經濟財政に留意し貿易の關係ある人は本書に依て商業政策の學說并に實際に通し近き將來に起る可き大問題に備ふべし

松崎法學博士評
吉井一三先生著

東京高等商業學校教授
關一先生解説

貨幣及信用政策

洋裝全一冊
定價金貳圓
小包料金十五錢

ソコ ソル 交通政策

洋裝全一冊
定價金八十錢
郵稅金十錢

終

